

# 地代論の再構成(上)

—— 絶対地代論を中心として ——

青 才 高 志

## 目 次

はじめに

第一節 地代の諸形態

第二節 絶対地代成立の基本構造

    A. 一般的差額地代(表B')

    B. 特殊的差額地代(表B'')

    C. 最劣等地の耕作拒否による絶対地代(表B-I)

    D. 優等地の耕作拒否による絶対地代(表B-II・III)

第三節 土地所有の力の限界

    A. 土地所有の力の質的限界, または, 土地所有の力の矛盾

    B. 土地所有の力に対する量的制限

    C. 限界投資を伴う絶対地代(表D)

    D. 既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代(表E)

        —— 以上, 本号 ——

第四節 絶対地代の諸形態

第五節 独占地代

第六節 絶対地代をめぐる論争

補論

## はじめに

マルクスは、絶対地代を価値と生産価格との差額またはその一部と規定している。筆者は、このマルクスの絶対地代規定、および、それを継承している宇野弘蔵氏の絶対地代規定に対する批判は、大内力氏・日高普氏の諸論を通じて基本的にはすでに終わっている、と考えている。それ故に、本稿の課題は、両氏によってなされた批判を繰り返すことにはではなく、両氏の見解

を踏まえもう一步論を進めることにある。

はじめに、本稿の構成、および、そこでの課題をあらかじめ述べておこう。

まず第一節では、地代の諸形態につき概括的な整理を与えておく。ここでは、日高氏の「過渡的差額地代」の概念に替え「特殊的差額地代」の概念を提起し、また、独占地代に関しての独自の規定を提起することになる。

次に、第二節では、土地所有の力の発揮を通じた絶対地代の成立の基本構造、その根拠を問題とする。その際、①一定の「需要力」の下で、総供給量が供給条件側の変化によって変わる時、市場価格はどうなるのか、その結果超過利潤はいかなる値となるのかということの問題とし、②土地所有者の間の地代要求額のバラツキを正當に視野に入れ、③借地契約の際に地代と並ぶ要素をなす借地期間の問題を正當に視野に入れて、論述する。ここでは、借地期間が無いまたは極めて短い場合には絶対地代はネグリジブルな存在になるということを明らかにすることによって、逆に、③の借地期間の問題を考えれば、絶対地代は単なるネグリジブルな存在としてではなく存立しうるということを明らかにする。また、①を問題にすることを通じて、一般的差額地代、特殊的差額地代、絶対地代、さらには、第三節で述べる様々な絶対地代間の種差的差異、従来必ずしも明確でなかったそれら諸地代の成立の機構、成立条件・特性の違いを明らかにする。さらに、②と①によって、絶対地代を支払わねばならないが故にそれだけ市場価格は上昇するという絶対地代論、通俗的な絶対地代論を批判し、絶対地代成立の根拠をより明確にする。

第三節では、絶対地代を制限する「土地所有の力の質的限界と量的制限」につき詳論する。そこでは、その「土地所有の力の質的限界と量的制限」との関連において、「限界投資を伴う絶対地代」・「既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代」等の概念を提起することになる。また、それは、それらの絶対地代概念および第二節で提起する「優等地の耕作拒否による絶対地代」概念を認めた場合にのみ、そもそも絶対地代の成立そのものが一般的な意味で可能になるが故に、絶対地代成立の基盤の確認の意味を持つことになるだろう。

第四節では、諸地代間の差異を、特に、市場調整の有り様の差異という点において比較検討する。その意味では、この節は、第二・三節を踏まえての中間総括という意味を持っている。

第五節では、独占地代につき述べる。従来の独占地代規定、すなわち、その価格が上昇しようと追加供給が不可能な「極上質のブドウ」の生産の場合には独占地代が成立するという規定、の場合には、独占地代が差額地代的に把握されている。より正確には、「特殊差額地代」の一特殊形態として把握されている。そのために、従来の諸説の場合には、絶対地代の規定の内に本当は独占地代と規定されるべき内容が紛れ込むという欠陥、または、絶対地代を独占地代的

に把握するという欠陥が生じていた。この絶対地代論を中心とした論文の一つの節を独占地代の説明に振り向けたのもそのためだが、第五節では、新たな独占地代規定を提起することによって、反照的に、絶対地代概念を明確にすることが目指されている。

第六節では、大内・日高両氏間のそれを中心として、絶対地代をめぐる論争を追うことによって、絶対地代概念規定のなお一層の明確化を計る。なお、この節を第五節の独占地代論の後に説くことにしたのもそのためだが、ここでは、同時に、地代要求分だけ市場価格が「押し上げ」られることによって絶対地代が成立するという、通俗的な絶対地代規定は、実は、独占地代の一形態、それも、その存立の現実的可能性の薄いそれに関しての規定でしかないことを明らかにすることになるだろう。

なお、用語の正確な規定を与えるため、誤解を避けるため等、厳密を期すために、本稿では、長い註を付さざるをえなかった。とはいっても、「絶対地代論を中心として」という課題を持つ本稿の展開を大きく乱すことも適当ではないので、あまりにも長いもの、それ自体一つの小論といってもよい性格のものは、補論という形で、論文末で述べることにする<sup>(1)</sup>。

(1) ここで、若干私事にもわたるが、参照文献の提示という意味も兼ねさせつつ、筆者の地代論研究史について語っておこう。

①筆者の地代論への関心は、日高普氏の『地代論研究』(時潮社、初出1962年、再版1974年、以下、引用は再版より行う)を読んだ時に始まる。その時に筆者の地代論への問題視角はほぼ決定されたといってもいい。以下、本来はマルクスおよび大内力氏から学んでもよかった点につき、日高氏から学んだものとして述べる部分があるのもそのためである。

②さらに、大内氏の『経済原論(上・下)』(東京大学出版会、1981年、1982年)検討のためのシンポジウムの企画があり、その折に、大内『地代と土地所有』(東京大学出版会、1958年)・日高『地代論研究』の再読等を含め、地代論の再検討の機会を与えられた。(地代論部分に関してのシンポジウムは、1982年10月26日になされ、その記録は「大内力『経済原論』を検討する(下)」と題し『信州大学経済学論集』第21号(1984年3月)に掲載されている。なお、(上)は、

同誌第20号、1983年3月に掲載されている。)

そして、その時に、筆者の絶対地代論・独占地代論に関しての見解はほぼ固まった。拙稿「独占地代について—絶対地代をにらみつつ—」、山口・平林編『マルクス経済学・方法と理論』(日高還暦論文集)、時潮社、1984年12月、拙稿“Forms of Ground-Rent”, (信州大学経済学部) Staff Paper Series, 1990年2月、は、その1982年当時にはほぼ固まった見解をその後の検討を含め公表したものである。

③その後(1982年以降)、このことは筆者の不勉強を告白することではないが、伊藤誠氏(『経済学原理—法学部講義要綱—』、東京大学出版会教材部、1978年10月、“The Basic Theory of Capitalism”, Macmillan, 1988年、『資本主義経済の理論』、岩波書店、1989年)および大淵素行氏(『新地代論体系の研究』、新潟大学経済学部、1990年)の絶対地代に対する見解を知る(大淵氏の見解については1991年に)機会を得た。その見解を知り大いに力づけられたが、優等地の耕作拒否による絶対地代・限界投資を伴う絶

## 第一節 地代の諸形態

後論の展開の便宜のために、最初に、様々な地代の規定につき整理しておこう。

### (イ) 差額地代

差額地代とは、土地所有者による何らの耕作制限・投資制限——すなわち「人為による制限性」——もない状態の下で成立する地代である。この「人為による制限性」の有無という点において、それは、絶対地代・独占地代と区別される。

### (ロ) 一般的差額地代

差額地代は、大きく二つに分けて、「一般的差額地代」と「特殊的差額地代」とからなるが、一般的差額地代は、最劣等の生産条件へのフリーな（自由な、地代を支払わない「ただ」での）投資の余地がある場合、すなわち、「人為による制限性」がないのみならず最劣等投資に「自然的制限性」もない場合に成立する地代であるという点において、後に述べる特殊的差額地代と区別される。

一般的差額地代（以下、単に、差額地代と呼ぶ場合もある）は、最劣等条件の個別的生産価格（＝一般的生産価格）と優等条件の個別的生産価格との間の「差額」として与えられる「地代」である<sup>(2)</sup>。なお、最劣等条件へのフリーな投資それによる供給増大が可能な場合には、市場価格＝一般的生産価格となるので、一般的差

額地代は、市場価格一個別の生産価格となる。そして、その場合には、市場価格＝一般的生産価格＝最劣等条件の個別的生産価格となるので、最劣等条件（投資）には地代は生じない。

（一般的）差額地代それ自体は、最劣等条件の個別的生産価格（＝一般的生産価格）と優等条件の個別的生産価格との間の差額と規定されるべきであり、市場価格と個別的生産価格との差額という規定は、市場価格＝一般的生産価格である場合に成立する追加規定である。そう規定する理由は次の点にある。①大内氏は、差額地代を「市場価格一個別の生産価格」と規定し、絶対地代は最劣等地に生じるのみで、優等地に生じる地代は全て差額地代であるとしているが、後論で述べるように、優等地の地代は、「市場価格＝一般的生産価格（最劣等条件の個別的生産価格）」である絶対地代と、「一般的生産価格＝優等条件の個別的生産価格」である（一般的）差額地代との合計である、と考えるべきだからである、②また、上の①の中ですでに言っていることであるが、特殊的差額地代、絶対地代、独占地代が生じている場合には、優等地の地代は、必ず、それらと（一般的）差額地代との合計となるが、その場合の（一般的）差額地代を、「市場価格と個別的生産価格との差額」と規定することはできないからである、等。

### (ハ) 差額地代第Ⅰ形態と差額地代第Ⅱ形態との区別

複数作物の競合、農地・住宅地・工業用地等の土地利用形態の競合を考慮に入れると、大淵

対地代・既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代等の筆者の絶対地代論は、1982年当時に大内絶対地代論と日高絶対地代論とを比較検討する過程において、日高説を論理的に延長するならこうならざるをえないという形で構想されたものなので、本稿では、伊藤・大淵両氏の指摘に関しては参照にとどめ、それに依拠して自説を述べるという論述形式はとらなかった。

(2) 市場価格と個別的生産価格との差額である超過利潤は資本家間の競争を通じて地代に転化される。だが、実際には、①土地所有者と資本家との契約の際に必ずしも正確に市場状況に対応した地代額、その時の超過利潤額とびつたり同額の地代額が約定されるとは限ら

ない、②また、たとえ、市場状況に正確に対応した地代額が約定されたとしても、地代額は借地期間の終わるまでは固定されているのに、現実の市場状況の方は変化し、それ故に超過利潤額も変化する、等の事情から、両者がずれる場合がある。以下、地代の理論的展開のために、超過利潤が、資本の側に原因がある超過利潤でない場合、それ故に、「地代に転化すべき超過利潤」である場合には、地代と呼ぶことにする。たとえば、1アール当たり10円の地代でA地の借地契約がなされた後に、市場状況が変化し、実際には超過利潤は12円となった時には、A地の地代は12円であるとする。

氏が強調しているように、別個の差額地代（大淵氏の用語法では「差額地代第Ⅲ形態」）が問題となる（参照、前掲『新地代論体系の研究』）。だが、地代論の理論的展開にとっては——実際の地代、地代の運動の分析にとっては必ずしもそうではないが——、小麦等の単一作物を取り上げての地代形成の機構で充分なので、以下、「単一作物モデル」を想定する。

需給を調整する最劣等「条件」または最劣等「投資」が、最劣等「地」への第一次投資である場合には、差額地代第Ⅰ形態が成立する。この場合、最劣等地の個別的生産価格＝一般的生産価格＝市場価格なので、最劣等地には地代は生じない。最劣等条件が、既耕作地への追加投資である場合には、差額地代第Ⅱ形態が成立する。この場合には、最劣等投資である追加投資には地代が生じないが、最劣等地への第一次投資を含め、他の優等条件への投資には地代が生じるので、耕作地全てに地代が生じる。

資本が供給を増大させる場合、投資の下向序列（耕作の拡大に関する下向序列と追加投資に関する収穫の逡減<sup>(3)</sup>）を想定すると、資本家は、不耕作地への耕作拡大（すなわち、第一次投資）と既耕作地への追加投資とを比較し、より優等な投資を行おうとする。前者の場合には、

- (3) 「収穫逡減の法則」、資本投下量の増大とともに収穫（資本の限界生産力）は逡減するという事は、特定の資本投下量以後にはそうなるという意味であろうと成立しない。新古典派経済学は、自己の理論を守るためにそう想定しているが、彼ら自身も多かれ少なかれ意識しているように、それは非現実的な想定である。筆者が、ここで言っている「追加投資に関する収穫逡減」の想定は、それとは似て非なるもので、まず最初に最も生産性が高い投資（最適投資である第一次投資）をした後に、次に投資（追加投資）をすすとすれば、それは、必ず最初の最適投資である第一次投資よりも生産性が低いという、至極当たり前の想定である。
- (4) 大内氏は、前掲『経済原論（下）』において、「狭義の差額地代の第二形態」という概念を提起している。追加投資がなされる場合を、①収穫逡増の場合と、②収穫逡減、だが、限界地（最劣等地）の第一次投資よりは生産性が高い場合と、③収穫逡減、かつ、限界地の第一次投資よりも生産性が低い場合とに分け、①の場合には、追加投資が原投資と合体するので、差額地代第二形態の差額地代第一形態への再転化が生じ、そ

差額地代第Ⅰ形態が成立し、後者の場合には差額地代第Ⅱ形態が成立する。それ故に、例えば、特定の地所に既に第二次・第三次等の追加投資がなされている場合も、供給増大が不耕作地への耕作拡大という形でなされ、最劣等地の第一次投資が一般的生産価格を規定している限りは、そこにおいて成立する地代は、差額地代第Ⅰ形態である。差額地代第Ⅰ形態と差額地代第Ⅱ形態との区別は、このような、供給増大を行う資本の運動に即した区別、市場（調整的）生産価格（＝一般的生産価格）を規定する最劣等条件の違いという機構上の区別として、与えられるべきである<sup>(4)(5)</sup>。

#### (二) 特殊の差額地代

特殊の差額地代とは、日高氏の提起になる「過渡的差額地代」概念を批判的に改作した地代概念である。特殊の差額地代は、①供給が制限されているが故に市場価格が一般的生産価格（＝最劣等投資の個別的生産価格）以上になった場合に、その差額として与えられる地代であるという点において、一般的差額地代と区別され、②他方、その供給制限が、「自然的なもの」であり「人為によるもの」ではないという点において、絶対地代・独占地代と区別される。

日高氏の具体的数値例に沿って説明しよう

これは、差額地代第二形態というよりもむしろ差額地代第一形態だとし（参照、547-8頁、554頁）、②の場合には、「狭義の」差額地代の第二形態（参照、559頁、556-7頁）、③の場合には、差額地代第二形態の完成形態である「限界地の差額地代」が成立する（参照、559頁、574頁）としている。だが、日高氏がそうしているように、差額地代第二形態は、③に限るべきだろう。既耕作地への追加投資の方が生産性が高いのに、生産性が低い限界地への第一次投資の方が先になされているのは「錯誤」ではないか、という点を別にしても、②の場合も依然として市場調整的生産条件は限界地への第一次投資であり、その個別的生産価格が市場調整的生産価格（＝一般的生産価格）であるが故に、その時成立する地代は差額地代第Ⅰ形態と考えべきだからである。（以上述べた点については、前掲「大内力『経済原論』を検討する（下）」を参照。）

- (5) 日高氏は、「差額地代第二形態とは最劣等地に生ずる差額地代に他ならない」と規定したことがある（前掲『地代論研究』、292頁）。その直後の「従来より一段低い生産性をもった資本の投下される場所は、未耕

（参照、前掲『経済原論』、196-7頁）。投資の生産性が、等級Ⅰの土地（以下、単にⅠと略記する）への第一次投資（その個別的生産価格426/7円）、Ⅱへの第一次投資（個別的生産価格50円）、Ⅲへの第一次投資（個別的生産価格60円）という順になっているとする。需給の関係から市場価格が50円以上になると、Ⅱへの第一次投資が市場調整的生産条件となり、市場価格はそこでの個別的生産価格（＝一般的生産価格）50円となる。需要が増大しても、Ⅱに耕作拡大の余地がある限りは、市場価格は50円を重心とした変動をしめすことになるからである。だが、Ⅱに耕作拡大の余地がなくなると、市場価格は50円より高くなる。もし、需給の関係からいって、市場価格が60円以上になると、今度はⅢの第一次投資が市場調整的生産条件になり、市場価格はその個別的生産価格60円となる。さて、「需要力」が、Ⅰ・Ⅱからの供給ではまかなえないほど大きく、しかしながら、Ⅲからの供給が必要なほどは大きくない場合には事態はどうかであろうか。その場合には、市場調整的生産条件は存在せず、需要量は市場価格の変動によってのみ調整されることになる。そして、市場価格は、特定の供給量（ⅠとⅡからの供給）に需要量を調整するように変化し、Ⅱの個別的生産価格50円とⅢの個別的生産価格60円との中間（例えば、55円）となる。その時、市場価格は最劣等条件（Ⅱへの第一次投資）の個別的生産価格より高いので、Ⅰへの第一次投資とⅡへの第一次投資には、「特殊な」超過利潤が生じる。このような状態において成立する地代、す

なわち、最劣等条件（今の例では、Ⅱへの第一次投資）が「自然的に制限」されている場合に成立する地代が「特殊的差額地代」である。

日高氏は、この特殊な地代を「過渡的差額地代」と呼んでいる。それは、①この地代は、市場調整的生産条件が替わるプロセスにおいて「過渡的」に生じるものであり、②それは、土地所有者による供給制限、それ故に、人為による制限性によって生じているのではないという点において、絶対地代ではなく、依然として「差額地代」である、と考えたからであろう。筆者も、この特殊な地代は差額地代の一形態、特殊な差額地代だと考える。しかし、この特殊な差額地代は、必ずしも、市場調整的生産条件が替わるプロセスにおいてのみ、「過渡的」にのみ生じるものではない。たとえば、需給関係によっては、小麦の市場価格は55円であり続ける場合、すなわち、「過渡的」ではない場合もありうる。その点をも考え合わせるならば、この地代は、それが「過渡的」でない場合も含め、差額地代の一形態、一般的差額地代の場合と異なり最劣等条件にも自然的制限性が存在する場合に成立する差額地代の「特殊的な」形態である、というその意味内容において、「特殊的差額地代」と規定されるべきものだろう。

しかし、その表現に関しては今述べたように問題を残すとしても、日高氏の過渡的差額地代概念の提起自体は理論的に重要な意義を持っていた。その第一の意義は、このことは日高氏も充分意識していることだが、過渡的差額地代（特殊的差額地代）の概念は、後論（第六節）

地か既耕地か二つに一つであり、未耕地なら第一形態、既耕地なら第二形態となる。」(293頁)と明確に述べていることからして、日高氏に誤解はないと思われるが、上述の規定そのものは日高氏らしからぬ不正確な表現といわざるをえない。「既耕地」に追加投資がなされた場合に成立する地代全体の構造が差額地代の第二の形態なのであって、「最劣等地に生ずる差額地代」のみが「差額地代第二形態」なのではない。『経済原論』（有斐閣、1983年）でそうしているように「差額地代の第二形態つまり最劣等地にも生ずる差額地代」（203頁）とでも規定すべきだろう。

ついでながらいっておけば、個々の地代を取り上げ

て、これは（一般的）差額地代だ、絶対地代だ、独占地代だ、等の言い方はできるが、これは差額地代第Ⅰ形態だ、これは差額地代第Ⅱ形態だ、等と言うことはできない。個々の地代（例えば、A地の地代）は、（一般的）差額地代等であるしかなく、「最劣等地にも」差額地代が生じている地代全体の構造が差額地代第Ⅱ形態なのである。例えば、絶対地代が成立している時に、優等地の地代は、絶対地代と（一般的）差額地代との合計となるが、この差額地代は差額地代第Ⅰ形態なのか差額地代第Ⅱ形態なのかという議論が成立しないのもそのためである。

で問題にするように、優等地の地代は全て差額地代であるとする大内絶対地代論を批判しうるものであり、さらには、絶対地代が市場価格のそれだけの上昇をもたらすという通俗的な絶対地代論を批判しうるものである、という点にある。また、第二の意義は、過渡的差額地代の概念は、その価格がどんなに上昇しようと追加供給はなされない「極上質のブドウ」の生産の場合には独占地代が成立するという日高氏自身の独占地代規定（参照、『経済原論』、210頁）を批判・否定するものである、という点にある（参照、前掲拙稿「独占地代について」）。

#### (ホ) 絶対地代

後の第二節、第三節で本格的に取り上げるので、その概念規定のみを与えておこう。

絶対地代とは、これこれの地代でなければ土地の耕作を許さないという土地所有者の行為によって土地（最劣等地のみならずも優等地も含む）の耕作が制限されることによって、そのような「人為による」投資制限・供給制限によって、成立する地代である。絶対地代は、①「土地所有の力」によって、「人為による制限性」によって成立するものであるという点において、差額地代と区別され、②その「人為による制限性」が、個々の土地所有者による個別的制限であるという点において、すなわち、意図的・協同的なものではないという点において、独占地代と区別される。

#### (ヘ) 独占地代

第五節で詳論するので、ここでは、簡単な説明のみを与えておこう。

土地所有者が協同的に「土地所有の力」を發揮して意図的・協同的な（それ故に、独占的な）供給制限を行うと、市場価格は、その「人

為的な」供給制限<sup>(6)</sup>によって引き上げられた価格、すなわち、独占価格となる。独占地代とは、この独占価格故の超過利潤（＝独占利潤）が地代に転化したものである。

独占地代には、その協同的な供給制限の有り様に応じて次のような様々なものがある。①土地所有者が地代に関してカルテルを結びそれ未満では土地を貸さないという行動を取っているが故に生じる独占地代——「地代カルテル」型独占地代。②土地所有者が、商品の特定価格以上での販売、または、特定量以下の生産等を土地使用の条件とする場合に生じる独占地代——「オペック」型独占地代。③特定の市場への商品の供給が、政府による関税等によって国家的または公的に制限されているが故に生じる独占地代——「穀物関税」型独占地代。④例えば、「極上質のブドウ酒（仮にシャンパン・エクストラとする）」は、特定の地方で生産されたブドウからしかできないという「幻想」が社会的に普及している場合、または、その特定の地方で生産されたブドウから生産されたブドウ酒以外はシャンパン・エクストラと呼んではならないという「商標」が成立している場合等に、その特定の地方に生じる独占地代——「シャンパン」型独占地代。（以上の点については、前掲拙稿「独占地代について」を参照）

## 第二節 絶対地代成立の基本構造

本節の課題は、まず第一に、一般的差額地代、特殊的差額地代との比較対照を通じ、絶対地代の概念規定を与えることに、そして、第二に、それを踏まえ、絶対地代を支払わなければなら

(6) 「自然的」制限の反対語は通常「人為的」制限であるが、今まで意識的に「人為による」制限という言い回しをしてきた。それは、「人為的」という用語には、単に「人」の行「為」によって、という意味だけではなく、意図的に、たくらんで、というニュアンスがあり、独占地代の場合の土地所有者による制限は「人為的」制限というとしても、意図的に市場価格を上昇させようとして耕作拒否をしている訳ではなく、単

により大なる地代を求め、その地代要求額が高いが故に借手が見つからず、結果的に耕作がなされず供給が制限される絶対地代の場合には、「人為的」という用語は適当でない、と考えたからである。以下、その点を意識し、半生まな日本語であるが、絶対地代の場合と独占地代の場合との双方を含む土地所有者の地代要求行為による供給制限の場合には、「人為による制限」という言い回しを使用することにする。

表 A (一般的差額地代)

| 土地等級 | 1アール当たり<br>投下資本量 | 1アール当<br>たり収穫量 | 1kg当たり<br>個別的生産価格 | 1kg当たり<br>一般的生产価格 | 1kg当たり<br>市場価格 | 1アール当<br>たり地代 |
|------|------------------|----------------|-------------------|-------------------|----------------|---------------|
| I    | 500+500=1000円    | 14+9=23 kg     | 42 6/7円           | 66 2/3円           | =66 2/3円       | 333 1/3円      |
| II   | 500 円            | 12 kg          | 50 円              |                   | 66 2/3円        | 200 円         |
| III  | 500 円            | 10 kg          | 60 円              |                   | 66 2/3円        | 66 2/3円       |

① 面積 (アール), 耕作・投資状態 (アール), 供給量 (kg)

|     | 土地面積 | 耕作拒否面積 | 耕作面積 | 第二次投資面積 | 供給量      |
|-----|------|--------|------|---------|----------|
| I   | 200  | 0      | 200  | 100     | 2800+900 |
| II  | 200  | 0      | 200  |         | 2400     |
| III | 220  | 0      | 220  |         | 2200     |
| 計   |      |        |      |         | 8300     |

Iにはなお100アールの第二次投資の余地がある。

② 表Aの場合、「需要力」との関連で、総供給量8300kgの時、市場価格は66 2/3円となる。

ないが故に市場価格はそれだけ上昇するという絶対地代論, 通俗的な絶対地代論を批判する点にある。

私の絶対地代論も基本的には日高氏から学んだものなので, 以下, 日高氏の地代表の数値例に即しつつ論を進めよう。

### A. 一般的差額地代 (表 B')

[1] 差額地代から絶対地代への道行は, 必ずしも差額地代第II形態から開始しなければならないという訳ではないが, 我々も, 日高氏同様, 差額地代第II形態から論を開始しよう<sup>(7)</sup>。日高氏の例示に即しつつ, 差額地代第II形態の地代表を示せば, 地代表Aとなる。資本の論理

または, 資本家の行動原理に沿って地代論を展開する場合, それ故に, 投資の下向序列を想定した場合, 表Aが成立している状態においては, 土地等級I・II・IIIの土地 (以下, 単に, I, 等と略記する) には, 耕作拡大 (= 第一次投資) の余地は無く, Iへの追加投資 (この場合は第二次投資) によって小麦の需給が調整される。そして, 需要が増大した場合には, 最劣等条件であるIへの追加投資の拡大 (同じ地所への追加投資の増大ではなく, まだ追加投資がなされていない土地等級Iの土地にも追加投資がなされるということ) がなされることになる。

後の展開にも関わるので, ここで, 表Aに関連し若干の事を述べておこう。

(7) 日高氏が, そして大内氏もそうだが, 差額地代第II形態から絶対地代へと移行するのは, 差額地代第II形態を通じた土地所有成立論, 絶対地代をもたらすような土地所有者の行動の発生が差額地代第II形態における全耕作地での地代の成立を前提するという発想があるからである。この地代論の展開を通じた土地所有「成立」論には疑問が残る。両氏ともに, この点に関し改善を試みている。①例えば, 大内氏は, 前掲『地代と土地所有』(1958年)では, 「土地所有のないところから出発し」「資本の運動法則自体が土地の私的所有を必然的につくり出す」(221-4頁)といていたが, いらぬ誤解を避けるために (参照, 大内「資本主義と土地所有」, 『社会科学のために』, 第3号, 時潮社, 1977年), 『経済原論 (下)』(1981年)では, 「つくり出す」とは言わず「指定」するといっている (605頁)。  
②また, 日高氏は, 『(全訂) 経済原論』(時潮社,

1974年)では, 「土地所有の形成」(156頁)としていた項目表題を, 今回の改訂 (前掲『経済原論』, 有斐閣, 1983年)では, 「土地所有の根柢」(189頁)と変えている。支持すべき改善といえるだろう。だが, 両氏がなお, 自説をマルクスおよび宇野氏の土地所有の位置づけを単に修正するというにとどまらず否定するものとして主張している限りでは, 依然として疑問が残る。両氏の改善の方向を延長するならば, 労働力商品が資本制生産にとっての「前提」をなし, その労働力商品の存在という「前提」がその再生産を説く蓄積論の展開を通じて「指定」されるのと同様に, 土地所有も資本制生産にとっての「前提」をなし, その土地所有という「前提」が地代論の展開を通じて「指定」される, 「根柢づけられる」ということになるのではなかろうか (参照, 前掲「大内力『経済原論』を検討する (下)」)。

①この表は、日高氏の『経済原論』202頁の表を若干訂正したものである。なお、後の表B、表Dも、それぞれ、207頁、211頁の表に依拠したものである。

②各土地への第一次投資の1アール当たりの投資量（日高氏の場合は費用価格、なお、簡単化のため投下資本量=費用価格、と想定している）を同じく500円とし、さらには、Iへの第二次投資のそれも同じく500円とした。だが、実際には、第一次投資とは、土地の種類に応じた最適投資であるが故に、その額は、当然土地の性質、土地の「運輸費用を規定する」位置<sup>(8)</sup>等によって異なり、また、第二次投資とは最初の最適投資に追加投資をする場合の次の最適投資なので、その額が第一次投資の量と同額になる必然性は全くない。それ故に、この表における投資単位は同一の500円であるという想定は、日高氏もそうであるが（参照、『地代論研究』31-50頁の同一面積・同一資本量への還元は困難という指摘）、全く便宜的なもの、投資額の数値を変えても計算が煩雑になるだけで結論は変わらないということから許される計算の簡単化のための便宜的想定である。

だが、日高氏の表には、「1アール当たり収入」という欄が存在するが故に、要らぬ誤解を招く誘因となっている。1アール当たりの地代額は、「1kg当たり超過利潤額」×「1アール当たり収穫量」という形で求められるべきであって、けっして「1アール当たり収入」の差によって、または、それを用いて求められるべきではない。なぜなら、「1アール当たり収入」の差が、地代額（またはその差）と一致するのは、「同一面積・同一資本量」の場合のみ、それも、追加投資がなされていない場合に限って

のことでしかないからである。日高氏は、追加投資がなされていない場合の差額地代第I形態の説明に際し次のようにいっている。「一般的生産価格が五〇円に決定されるとすれば、第一級地の資本は一アールの小麦について七〇〇円を、第二級地のそれは六〇〇円を収入として得る。第一級地の資本はこのため一アール当たり一〇〇円の超過利潤を得るが、これは……地代として引き渡されるであろう。」と（『経済原論』、194頁。198頁にも同様の叙述あり）。このような収入の差が超過利潤または地代額の差を規定するかのような叙述は、批判されねばならない。

これまで言ってきたことを踏まえれば、「収入」の欄は、投資の優劣の評価においては、個別的費用価格の差、個別生産価格の差が問題になるにもかかわらずあたかも土地面積当たりの収穫量、収入の差そのものが問題となるかのように考える「通俗的な地代観」、日高氏自身が批判しているそれへの「入口」に誘うものであるが故に（参照、『地代論研究』、45-50頁）、また、追加投資がなされた場合には、計算を簡単にするために利用するという便宜もなくなるが故に（日高氏の場合も、差額地代第II形態・絶対地代の説明の際には、「収入」欄を利用していない）、無くてよいもの、いや、無い方がよいものとして、削除されるべきだろう。（因みに、大内『経済原論（下）』（例えば、513頁）においては、収入欄は存在せず、意味ある欄、生産物1単位当たりの超過利潤の欄が設けられている。）

③日高氏は、マルクスの地代表、土地等級が異なる土地が1単位（例えば、1エーカー）づつあるという想定を批判し、さらに、「かりに

(8) 土地の「位置」という場合、それは、二つの意味を持っている。一つは、例えば、この地所は日当たりが良い「位置」にある等農業用地の場合には豊度または沃度に含まれるものであり、もう一つは、原料・製品の「運輸費用」を規定するもの、それ故に、「距離」と表現されてもよい性格のものである。また、新宿駅周辺の地代が高いのは、その「位置」の問題であるが、その内容は、ある農地にミミズが多いので生産性が高

いというのと同様のこと、買い物客が多いので商業超過利潤が高いということである。そのように「位置」という用語には曖昧な部分が残る。それ故に、土地等級を規定する「豊度」と「位置」という場合の後者は、「距離」とでも規定されるべきだろう。その意味では、同一市場への商品の運輸費用の違いの故に市場近辺の地代が高いという場合には、「距離の差額地代」が問題になる、ということになる。



(投資・耕作の……引用者) 余地を考えて表を作るとしたら、土地面積を明示することはできない。」とし(『地代論研究』, 108-110頁), 土地面積には触れることなく地代論を展開している。その日高氏の意図がわからない訳ではなく、また、それに反対な訳でもないが、本稿では、土地面積、その内の耕作・投資面積を明示することにする。その理由は、「需要力」一定という想定をした上で、供給側の条件が異なるに従ってそれぞれ一般的差額地代、特殊的差額地代、絶対地代が成立するということを説くことによって、諸地代の性格の違いが本当の意味で明らかになるという点、そういう叙述形式を採用する場合には、どれだけの量の小麦の供給が全体としてなされた時に市場価格はどうか等のが問題となり、そのためには、それぞれの土地等級の面積、その内の耕作・投資面積を明示する必要がある、という点にある。後論に対する伏線を張っておけば、本節では、一般的差額地代の場合(表B')と絶対地代の場合(表B)とは、土地面積の分布は同じで、特殊的差額地代の場合(表B'')と絶対地代の場合(表B-I)とは、耕作面積の分布は同じである、と想定し、どのような条件が存在する時に一般的差額地代、特殊的差額地代、絶対地代が成立するかを明らかにしている。(なお、大内氏も『経済原論(下)』においては(例えば、513頁)、土地面積、商品の総供給量を明示して地代の変動を問題としている。)

土地面積、耕作面積を明示して、表Aの背後にある需給関係につき説明しておこう。(1)表Aの備考にあるように、I・II・IIIの土地面積は、それぞれ、200アール、200アール、220アールで、I・II・IIIの全てが耕作(=第一次投資)され、それらからの供給は、それぞれ、Iへの第一次投資からの供給2800(1アール当たり収穫量14kg×面積200アール)、IIへの第一次投資からの供給2400(12×200)、IIIへの第一次投資からの供給2200(10×22)で、合計7400kgである。そして、Iへの第二次投資は、Iの内の100アールになされ、その結果900kgが供給され

るので、小麦の総供給量は8300kgである。(2)市場価格は需給関係で決まるが、ここでは、特定の「需要力」に対し8300kgの小麦が供給された時に、市場価格は66 2/3円になる、と想定している。なお、「需要力」とは、価格と需要量との相関関係(通常の場合には逆相関)を踏まえた上での「需要する力」「購買力」であり、この表Aの場合には、小麦1kgの市場価格が66 2/3円である時、社会全体では、8300kgが必要される、という大きさの「需要力」が想定されているのである。(3)当然、需要「力」が同じであっても、需要「量」は市場価格に対応して変化し、当該の例の場合、小麦の市場価格が66 2/3円を超えると需要量は8300kg未満となり、66 2/3円より下がると需要量は8300kgを超えることになる。それ故に、需要力だけでは価格は決まらない。だが、市場価格が66 2/3円を超えると、Iへの第二次投資の個別的生産価格66 2/3円を上回ることになるので、Iの内まだ第二次投資がなされていない部分に第二次投資がなされ、その供給の増大によって、市場価格はその供給量に需要量を調整するように変化し、市場価格は低下傾向を示すことになる。また、市場価格が66 2/3円より低くなると、Iへの第二次投資では平均利潤も得られないのでIへの第二次投資の一部が引き上げられる等の資本配分の減少が生じ、その供給減少の故に価格は上昇傾向を示すことになる。総じて、市場価格の変動に応じて最劣等条件への投下資本量の増減(Iへの第二次投資がなされる面積の100アールを中心とした増減)がなされ、それに対応して総供給量は8300kgを中心として増減し、その結果、市場価格は最劣等条件(Iへの第二次投資)の個別的生産価格66 2/3円を重心とした運動を示すことになり、Iへの第二次投資の個別的生産価格は、一般的(市場調整的)生産価格として指定されることになるのである<sup>(9)</sup>。

(9) 市場価値論または市場生産価格論においては、技術説(または供給条件説)と需要説とが対立していた。真理は、市場生産価格は供給条件(標準的・支配的生産条件の下での個別的生産価格)が規定し、その場合

表 B' (一般的差額地代)

| 土地等級 | 1 アール当たり<br>投下資本量 | 1 アール当<br>たり収穫量 | 1 kg 当たり<br>個別的生産価格 |         | 1 kg 当たり<br>一般的生産価格 | 1 kg 当たり<br>市場価格 | 1 アール当<br>たり地代 |
|------|-------------------|-----------------|---------------------|---------|---------------------|------------------|----------------|
| I    | 500+500=1000円     | 14+9=23 kg      | 42 6/7円             | 66 2/3円 |                     | 75円              | 525円           |
| II   | 500 円             | 12 kg           | 50 円                |         |                     | 75円              | 300円           |
| III  | 500 円             | 10 kg           | 60 円                |         |                     | 75円              | 150円           |
| IV   | 500 円             | 8 kg            | 75 円                |         | = 75円               | = 75円            | 0円             |

① 面積 (アール), 耕作・投資状態 (アール), 供給量 (kg)

|     | 土地面積 | 耕作拒否面積 | 耕作面積 | 第二次投資面積 | 供 給 量     |
|-----|------|--------|------|---------|-----------|
| I   | 200  | 0      | 200  | 200     | 2800+1800 |
| II  | 200  | 0      | 200  |         | 2400      |
| III | 220  | 0      | 220  |         | 2200      |
| IV  | 200  | 0      | 100  |         | 800       |
| 計   |      |        |      |         | 10000     |

IVにはなお100アールの耕作の余地がある。

② 表 B' の場合, 「需要力」(表 A のそれより大) との関連で, 総供給量10000kgの時, 市場価格は75円となる。

上述したことからわかるように, 私の表 A は, 需要力が市場価格66 2/3円の時に需要量が8300kgである大きさの場合にのみ成立するものである。それに対し, 日高氏の表(『経済原論』202頁の表)は I の内第二次投資がなされている面積が特定されていないが故に, その性格を異にし, それは, 需要力が, 市場価格66 2/3円で需要量が7400kg (I・II・IIIからの供給量)である場合より大で, 市場価格66 2/3円で需要量が9200kg (I の200アールの全てに第二次投資がなされた場合の小麦の総供給量)より小である場合の全範囲において成立する表である。その点, 市場調整的生産条件が存在する場合には, 需要力が変化しても特定の範囲では同じ地代表が成立するという点を考慮し, 土地面積, 耕作・投資面積は備考にとどめ, 表そのものには盛り込まなかった。

の, 当該産業部門の資本配分量・供給量は, 需要力が決める, という点にある。需要力は, 資本配分量・供給量を決めるということを紹介し, 標準的・支配的生産条件を規定するということはあるとしても(表 A の場合であれば, I への第二次投資が必要なほどの需要力があり, その結果 I への第二次投資が標準的・支配的生産条件となっている), その需要力が直接に市場生産価格を規定している訳ではない。市場価格はその時々市場における需要と供給との均衡点を意味するが, 単純な意味で需要と供給によって決まるという訳

[2] 本論に戻ろう。表 A の状態から需要が増大しても, I への追加投資 (= 第二次投資) の余地がある限りはそこからの供給の増大によって需給は調整され市場価格は66 2/3円のままである。だが, さらに需要が増大 (66 2/3円の市場価格で9200kgを需要する以上に増大) し, I への追加投資の余地がなくなると, 次には, 追加供給は, 生産性が I への追加投資に続く劣等条件においてなされることになる。すなわち, I への第三次投資, II・IIIへの第二次投資よりも, 不耕作地 IV への第一次投資の方が生産性が高い場合には, IV の耕作によって追加供給がなされることになる。その際, IV が自由に耕作されるとすれば, すなわち, 「自然的制限性」も「人為による制限性」もないとすれば, IV の第一次投資の個別的生産価格 (1 kg 当たり75円) が一般的 (市場調整的) 生産価格となり, 小麦

ではなく, 本文で述べたように, 直接には特定の供給量に対して需要量を調整する値になるという形で決まる。それ故に, 支配的生産条件からの供給の増大等を通じ, その「特定の供給量」は変化し, その結果, 市場価格も変化する。その結果, 市場価格は, 正確にはその変動は, 市場価格をそして需要量を自己に調整しつつなされる標準的・支配的生産条件の個別的生産価格 (= 市場生産価格) によって規制されることになるのである。(参照, 拙著『利潤論の展開』, 時潮社, 1990年, 141-2頁)

は、その価格、すなわち75円で売買されることになる。その状態を表で示せば、表 B' となる。(なお、需給関係によって、市場価格が、66 2/3円(表 A の場合の一般的生産価格)と75円(表 B' の場合の一般的生産価格)との間に決まる場合には、特殊的差額地代、日高氏いうところの過渡的差額地代が成立することになる。)

地代表 B' が成立している背後にある事情につき説明を加えておこう。①ここでは、土地所有者による地代要求に基づく投資制限はなく、土地所有者は超過利潤を地代として取得する存在としてのみ想定されている。すなわち、「人為による制限性」なし。②等級Ⅳの土地は200アール存在し、その内の一部、例えば50% (故に、100アール) が耕作されている。それ故に、等級Ⅳの土地には、なお100アールの不耕作地が存在している。すなわち、最劣等条件(Ⅳへの第一次投資)には、「自然的制限性」なし。③Ⅳの100アールが耕作された結果、800kgの増産がなされ、小麦の総供給量は、表 A の時より1700kg増えて10000kgになる。④Ⅳの第一次投資に人為による制限も自然的制限もない場合には(①と②)、市場価格は最劣等条件(Ⅳの第一次投資)の個別的生産価格(=一般的生産価格)と一致し、75円となる。表 A の場合より需要力は増大し、表 B' の場合には、市場価格75円で需要量10000kgの需要力となっているのである。⑤市場価格が75円の時、優等条件への投資には超過利潤が生じ、その超過利潤は資本家間の競争を通じて地代に転化される。この地代は、一般的生産価格(=最劣等条件の個別的生産価格)と優等条件の個別的生産価格との差額であるが故に、一般的差額地代である。なお、念のために言うておけば、表 B' の場合には、最劣等条件は最劣等地Ⅳへの第一次投資なので、すでに優等地Ⅰへの追加投資がなされているとしても、その地代の形態は、差額地代第Ⅰ形態である(参照、第一節の(i))。

## B. 特殊的差額地代(表 B'')

土地所有者による投資制限がない場合には、

差額地代が成立する。そして、最劣等条件に「自然的制限性」がない場合には、最劣等条件の個別的生産価格=一般的(市場調整的)生産価格=市場価格、となり、一般的差額地代が成立する。表 B' の場合には、最劣等地Ⅳは200アール存在し、なお耕作拡大の余地が残されていた。そして、その場合には、市場価格は、Ⅳの第一次投資の個別的生産価格75円と一致していた。では、最劣等地も「自然的制限性」を有する場合には、事態はどうなるであろうか。例えば、等級Ⅳの土地が50アールしかないと仮定した場合に、事態はどうなるであろうか。

等級Ⅳの土地が50アールしかないとすれば、たとえその全てが耕作されたとしても、Ⅳからの供給は400kg(8×50)となり、小麦の総供給量も9600kgにしかならない。表 B' で見たように、Ⅳからの供給量が800kgで総供給量が10000kgである時には、市場価格は75円になったのだから、Ⅳからの供給量が400kgに減り総供給量が9600kgになった時には、同じ「需要力」の下で、市場価格は供給量に需要量を調整するように変化し、75円を超える値、例えば、80円になるだろう。表 B' の場合には、Ⅳになお100アールの不耕作地が存在するが故に、市場価格が75円以上になれば、Ⅳの耕作拡大がなされ価格を75円へと引き戻す力が働いたが、この場合には、Ⅳには耕作拡大の余地・供給増大の余地はなく、市場価格は、Ⅳの個別的生産価格75円と乖離した80円に留まったままとなる。投資の下向序列の想定の下では、最劣等条件(Ⅳの第一次投資)が需給を支配する生産条件となるしかなく、それ故に、Ⅳの第一次投資の個別的生産価格である75円が一般的生産価格なのだが、Ⅳに耕作拡大の余地がない場合、すなわち、最劣等条件への投資も「自然的に制限」されている場合には、その一般的生産価格での供給増大を通じて市場価格を調整することはできず、市場価格が、その特定の供給量9600kgに需要量を調整するように変化する(80円に上昇する)しかないことになる。その結果、最劣等条件の投資に対して、小麦1kg当たり5円(市場価格80円と一般的生

表 B'' (特殊的差額地代)

| 土地等級 | 1 アール当たり<br>投下資本量 | 1 アール当<br>たり収穫量 | 1 kg 当たり |         | 1 kg 当たり<br>一般的生産<br>価格 | 1 kg 当たり<br>市場価格 | 1 アール当たり地代  |             |
|------|-------------------|-----------------|----------|---------|-------------------------|------------------|-------------|-------------|
|      |                   |                 | 個別的生産価格  |         |                         |                  | 一般的<br>差額地代 | 特殊的<br>差額地代 |
| I    | 500+500=1000円     | 14+9=23 kg      | 42 6/7円  | 66 2/3円 |                         | 80円              | 525円        | 115円        |
| II   | 500 円             | 12 kg           | 50 円     |         |                         | 80円              | 300円        | 60円         |
| III  | 500 円             | 10 kg           | 60 円     |         |                         | 80円              | 150円        | 50円         |
| IV   | 500 円             | 8 kg            | 75 円     |         | =75円                    | 80円              | 0円          | 40円         |

① 面積 (アール), 耕作・投資状態 (アール), 供給量 (kg)

|     | 土地面積 | 耕作拒否面積 | 耕作面積 | 第二次投資面積 | 供給量       |
|-----|------|--------|------|---------|-----------|
| I   | 200  | 0      | 200  | 200     | 2800+1800 |
| II  | 200  | 0      | 200  |         | 2400      |
| III | 220  | 0      | 220  |         | 2200      |
| IV  | 50   | 0      | 50   |         | 400       |
| 計   |      |        |      |         | 9600      |

IVの全てが耕作され、耕作拡大の余地はない。

② 表 B'' の場合、「需要力」(表 B' のそれと同じ) との関連で、総供給量9600kgの時、市場価格は80円となる。

産価格75円との差額)の超過利潤が生じることになる。そして、それは、資本家間の競争を通じ地代に転化されることになる。この地代、最劣等地IVに生じている地代は、最劣等条件の「自然的制限性」のために市場価格が一般的生産価格以上となったが故に生じたものなので、特殊的差額地代(日高氏の用語法では過渡的差額地代)である。なお、特殊的差額地代は、「自然的制限性」故に上昇した市場価格—一般的生産価格、であるので、優等条件の投資に対しても1kg当たり5円、それ故に、1アール当たりでは、その収穫量に応じた特殊的差額地代が生じる。以上の事態を表で示せば、表 B'' となる。

C. 最劣等地の耕作拒否による絶対地代 (表 B-I)

{1} まず、大内・日高絶対地代論と共通の土俵に立ち、最劣等地の土地所有者の地代要求故の耕作拒否・投資制限のみを想定した上で、絶対地代成立の機構を明らかにしよう。

表 B'' においては、最劣等地IVが50アールしかなく、それ故に、その全てが耕作されたとしても小麦の総供給量は9600kgにしかならず、そ

の結果、市場価格が一般的生産価格75円以上の値80円となっていた。だが、IVの面積が、たとえ表 B' の場合と同様に200アールであったとしても、その内50アールしか耕作されず、その結果、市場価格が80円になることがありうる。もし、IVの内の150アールの土地所有者が1アール当たり40円以上(1kg当たり5円以上)の地代を要求し、その結果150アールは耕作されず、ただ、40円以下の地代を要求している土地所有者に属する50アールしか耕作されない場合には、市場価格は80円になる。もしIVの土地所有者が「タダ」で土地を貸すならば、表 B' の場合がそうであった様に、IVの200アールの内の100アールが耕作されて、市場価格は75円になり、IVには地代が生じない。だが、ここでは、IVの土地所有者の一部が40円未満の地代での耕作を拒否しているが故に、表 B' と同様にIVの土地面積は200アールあるにもかかわらず、表 B'' の場合と同様に50アールしか耕作されず、その結果、市場価格は80円となり、IVには、表 B'' と同様に、1アール当たり40円の超過利潤、地代に転化すべき超過利潤が生ずることになる。表 B'' の場合(特殊的差額地代成立の場合)には、IVは50アールしかなく最劣等条件への投資(IVの

表B（絶対地代）

| 土地等級 | 1アール当たり<br>投資資本量 | 1アール当<br>たり収穫量 | 1kg当たり<br>個別的生産価格 |         | 1kg当たり<br>一般的生産<br>価格 | 1kg当たり<br>市場価格 | 1アール当たり地代   |      |
|------|------------------|----------------|-------------------|---------|-----------------------|----------------|-------------|------|
|      |                  |                | 42 6/7円           | 66 2/3円 |                       |                | 一般的<br>差額地代 | 絶対地代 |
| I    | 500+500=1000円    | 14+9=23 kg     | 42 6/7円           | 66 2/3円 |                       | 80円            | 525円        | 115円 |
| II   | 500 円            | 12 kg          | 50 円              |         |                       | 80円            | 300円        | 60円  |
| III  | 500 円            | 10 kg          | 60 円              |         |                       | 80円            | 150円        | 50円  |
| IV   | 500 円            | 8 kg           | 75 円              |         | =75円                  | 80円            | 0円          | 40円  |

① 面積（アール）、耕作・投資状態（アール）、供給量（kg）

|     | 面積  | 表B-Iの場合  |     |           |           | 表B-IIの場合 |     |           |           | 表B-IIIの場合 |     |           |           |
|-----|-----|----------|-----|-----------|-----------|----------|-----|-----------|-----------|-----------|-----|-----------|-----------|
|     |     | 耕作<br>拒否 | 耕作  | 第二次<br>投資 | 供給量       | 耕作<br>拒否 | 耕作  | 第二次<br>投資 | 供給量       | 耕作<br>拒否  | 耕作  | 第二次<br>投資 | 供給量       |
| I   | 200 | 0        | 200 | 200       | 2800+1800 | 0        | 200 | 200       | 2800+1800 | 0         | 200 | 200       | 2800+1800 |
| II  | 200 | 0        | 200 |           | 2400      | 0        | 200 |           | 2400      | 0         | 200 |           | 2400      |
| III | 220 | 0        | 220 |           | 2200      | 120      | 100 |           | 1000      | 40        | 180 |           | 1800      |
| IV  | 200 | 150      | 50  |           | 400       | 0        | 200 |           | 1600      | 100       | 100 |           | 800       |
| 計   |     |          |     |           | 9600      |          |     |           | 9600      |           |     |           | 9600      |

IVの面積は200アール（表B'と同じ、表B"の場合は50アール）

② 表B-I（最劣等地の耕作拒否による絶対地代の場合）

表B-II（優等地の耕作拒否による絶対地代の場合）

- ・その他、Iの内10アール耕作拒否（190アール耕作）、IIの内30アール耕作拒否（170アール耕作）、IIIの内61アール耕作拒否（159アール耕作）、IVの全て200アール耕作、等、各等級の耕作拒否面積の様々な組み合わせがある。

表B-III（優等地と最劣等地との耕作拒否による絶対地代の場合）

- ・その他、Iの内10アール耕作拒否（190アール耕作）、IIの内20アール耕作拒否（180アール耕作）、IIIの内33アール耕作拒否（187アール耕作）、IVの内50アール耕作拒否（150アール耕作）、等、各等級の耕作拒否面積の様々な組み合わせがある。

③ 表Bの場合、「需要力」（表B'、表B"のそれと同じ）との関連で、総供給量9600kgの時、市場価格は表B"と同じく80円となる。

耕作拡大)の余地はないという「自然的制限性」の故に、市場価格80円という市場状態が生じていたのに対し、ここでは、同じ市場状態が、IVにはなお不耕作地があるにもかかわらず土地所有者の地代要求故に耕作はなされないという「人為による制限性」故に生み出されているのである。この事態を表で示せば、表B（表B-I）となる。〔表B'、表B"、表Bは、それぞれ異なる地代表である。だが、これから述べる、表B-I、表B-II、表B-III、は、地代表Bの三つの見方、地代表Bが成立する三つのケースである。それ故に、例えば、表B-Iのケースを想定して述べる時にも、特に表B内の他のケースとの相違が問題にならない場合には、単

に表Bと述べる場合もある。〕

〔2〕表B"の場合には、市場価格80円と一般的生産価格75円との差額5円は、最劣等条件の「自然的制限性」によって生じたものであったが故に、特殊差額地代であった。だが、表Bの場合には、それは、土地所有者による耕作拒否という「人為による制限性」によって生じたものであるが故に「絶対地代」である。すなわち、市場価格と一般的生産価格との差額であるという点に関しては両者は同じ実体からなるが、絶対地代は、①土地所有者による特定額の地代要求、それ未達の地代での耕作拒否、②それによる投資制限・耕作制限、③それによる供給制限、④その結果としての市場価格の一般的

生産価格以上への上昇、⑤それ故の「人為による」投資制限がない場合には存在しないはずの市場価格と一般的生産価格との差額の発生、この超過利潤の地代への転化、によって成立するものであるという点において、総じて、土地所有者の「人為による制限性」故に生ずるものであるというその根拠の違いによって、土地の「自然的制限性」故に生ずる特殊の差額地代と区別されることになるのである。

土地所有者は、彼らの土地を貸すかどうかを決定する権利、資本家の土地の使用を拒否する権利を持っている。この権利を我々は、日高氏の例にならい、「土地所有の力」と呼ぼう。マルクスが言っているように、差額地代の場合には、土地所有は単に存在する一般的生産価格と個別的生産価格との差額を地代に転化する「原因」としてのみ作用しているだけだが、ここ絶対地代の場合には、土地所有は、「(市場) 価格昂騰の創造的理由」であり、「地代を生み出す力として作用しているのである(『資本論』第三巻, Werke 版, S. 763, 青木書店版, 長谷部 訳, 1064-5頁。以下, K. III, S. 763, 1064-5頁と略記)。この違いを土地所有者の行動様式の違いという点で押さえておけば、差額地代の場合には、いわば「チャリティ・オープンション」の場合のように、土地所有者は、諸資本家の地代提示の内最も高い地代を提示した資本家に土地を貸すと、それ故、受動的消極的に行動していると想定されているのに対し、絶対地代の場合には、いわば「バナナの叩き売り」の場合のように、土地所有者は、高い地代額を提示し借手がいなければ段々と要求額を下げるが、借手が見つかるまで地代提示額を下げる訳ではなく自分が限度と考えている特定額の地代未満では土地を貸すことを拒否すると、それ故、積極的能動的に行動していると想定されているのである。

絶対地代が、「土地所有の力」の作用によって上昇した市場価格と一般的生産価格との差額と規定される限り、最劣等地のみならず、大内氏の規定、優等地には差額地代のみが生ずると

いう規定とは異なり、優等地にもその差額分だけの絶対地代が生ずることになる<sup>(10)</sup>。また、土地面積当たりの絶対地代は、上述の小麦 1 kg 当たりの絶対地代額×1アール当たりの収穫量、となるが故に、マルクスが当初(『剰余価値学説史』執筆当時)土地所有の力の作用によって生み出された地代を「絶対」地代と名付けた場合の理由であった、土地の「相対的な」生産性の相違には関係なく耕作地全てに「同額」の絶対地代が成立する、ということにはならず、その収穫量に比例して、それぞれ、等級Ⅰの土地には1アール当たり115円(1kg当たりの絶対地代5円×収穫量23kg)、Ⅱには60円、Ⅲには50円、Ⅳには40円の絶対地代が生ずる。

〔3〕これまで、Ⅳの内の150アールの土地所有者は、1アール当たり40円以上の地代を要求しその結果その土地は耕作されない、他の50アールの土地所有者は40円以下の地代を要求しその土地は耕作される、という想定をしてきた。以下〔3〕～〔6〕項、何故にⅣの土地所有者は地代を要求しているのか、また、何故に同じ等級の土地Ⅳの土地所有者の間に40円以上・以下という地代要求額の「パラッキ」があるのか等、前述の想定の下にある事情に関し詳論し、絶対地代成立の機構的構造を明らかにしておこう。また、それは、同時に、絶対地代成立の「真」の根拠を明らかにすることになるだろう。

Ⅳの土地所有者が、一般的市場状態(土地所有者による耕作拒否がない場合に成立するはずの市場状態を、以下、こう呼ぶ)においては地代に転化すべき超過利潤は生じないにもかかわらず、特定額の地代を要求する理由としては、次のものが考えられる。

①マルクスが述べているように、「土地所有者」は、「自分の土地を借地農業者に無償で貸しつけ、この事業友達にたいし無償信用を與えるほど慈善的」ではない(K, III, S. 758,

(10) 優等地に生ずる地代は、市場価格と個別的生産価格との差額であるという点において全て差額地代である、とする大内氏の見解の本格的検討は、他の論点とも係わるので、第六節で行う。

1058頁)。タダで土地を貸しても土地所有者には何のメリットもないが故に、土地所有者は、土地を貸す限りは何らかの地代を要求する。

このことは、確かに、地代要求の一般的根拠をなす。また、従来はこの理由に基づく地代要求のみが主として問題にされてきた。だが、タダでは貸さないということが、ゼロ以上ならば、たとえ0.1<sup>10000</sup>円でも貸すということの意味するとすれば、市場価格の一般的生産価格以上への上昇は、そして、絶対地代額はネグリジブルなものとなる。それ故に、絶対地代の成立の構造を明らかにするためには、単に、「タダでは貸さない」という質的な問題のみではなく、例えば、Ⅳの土地所有者の一部は40円以上の地代を要求している等、地代の要求量に関わる量的な問題が検討の対象とされねばならない。

②土地所有者が土地等級の相違を客観的に正しく評価することは事実問題としては不可能である。技術改良・運輸条件の変化等をも考慮に入れればますますそうである。とすれば、Ⅳの土地所有者は、隣の土地(Ⅰ、Ⅱ等)の地代を見ながら、地代要求をするようになる。

また、他の土地貸付を参考としつつではなく、自分の過去の土地貸付との比較において地代要求をする場合もある。Ⅳは、表Aの場合には耕作されており、表B-Iの場合にその一部に耕作がなされるのだが、そのことは、必ずしも、「不」耕作地Ⅳが「未」耕作地・「未」開墾地であることを意味する訳ではない。かつては耕作されていたが、その後需給状態の変化の故に小麦の市場価格が75円未満となり、Ⅳの耕作では平均利潤すら得られないので誰も借手がつかず、現在は耕作されていないという場合も考えられ

る<sup>(11)</sup>。とすれば、Ⅳの土地所有者は、以前貸していた時には地代を得ていたのだから、今度貸す時にも地代を要求することになる。

上述の二つの例の場合には、確かに、土地所有者の側での「錯誤」が想定されている。Ⅳへの第一次投資は、「一般的市場状態」(小麦の総供給量10000kg, 市場価格75円)においては超過利潤は生じず地代も生じないはずだからである。だが、この土地所有者の「錯誤」は、実際の需給関係を変える力を持っている(例えば、表B-Iの場合には、Ⅳの内150アールは耕作されず、その結果、総供給量は9600kg, 市場価格80円となる)。そして、「錯誤」のない土地所有者を想定した場合には、彼らはタダで土地を貸さねばならないことになるが、「錯誤」故に地代を要求していた土地所有者の内、40円以下の地代での契約に応じた者は、地代を獲得することになる。「錯誤」といっても、損をした場合のみが固有の意味での錯誤であり、その意味では、タダで土地を貸した土地所有者の方に錯誤があったともいえるだろう。

③また、一般的市場状態とは土地所有者による地代要求故の耕作拒否がもし無かったとすればという架空の想定の下で生ずる事態であるが故に、このことはそもそも実際には不可能なことだが、たとえ、一般的市場状態では超過利潤が生じないということを認識している土地所有者を想定した場合にも、彼が地代要求をする場合がある。現在の一般的市場状態の下ではⅣには超過利潤が生じないとしても、将来需給関係が変わり市場価格が上昇すると予想する場合には、彼は、その予想に応じて特定額の地代を要求することになるからである。なお、②の理由

(11) 従来、既耕作地(または既耕地)という用語の反対語としては、未耕作地(または未耕地)という用語が用いられている。だが、筆者は厳密を期すためにこれまで意識的に「不耕作地」という用語を用いてきた。その理由は次の点にある。①未耕作地という表現が、未だ耕作されたことのない土地という意味だとすると、それは、未開墾地という意味になり、耕作のためには開墾費を投ずる必要があるという問題が生ずる。それを避けるためには、その未開墾地というニュアンスを持つ未耕作地という用語ではなく、不耕作地(耕作さ

れていない土地)という用語を用いるべきだろう。②本文でも述べたように、現在耕作されていない最劣等地、さらには、生産性がそれ以下の劣等地も、以前には耕作されていた場合も存在する。とすれば、それは、不耕作地ではあっても、「未だかつて耕作されたことがない土地」ではない。③後論で問題にするように、優等地の土地所有者も、より大なる地代を要求して耕作を拒否する場合がある。その場合、その土地は、耕作拒否によって不耕作地となっはいても、決して「未耕作地」ではない。

に③の将来の予想が加わり特定額の地代を要求する場合は当然存在し、実際には、それが大半を占めるだろう。

〔4〕これまで述べてきたことは、土地所有者が特定額の地代を要求する理由をなすにすぎず、未だ、その特定額の地代要求が入れられない場合に土地所有者が耕作を拒否する理由を説明するものではない。そのためには、土地貸借契約の内容は主要には地代額と借地期間とからなるが、後者の借地期間の問題を考察の内に入れなければならない。

もし、借地期間がない、または、極めて短く例えば小麦生産の場合で1年ならば、Ⅳの土地所有者は、地代額が極めて小でもその額で土地を貸すことになる。超過利潤が生じた場合には直ちにその超過利潤を地代として取得することが可能な場合、例えば、借地期間が短く翌年には借地契約の更新が可能な場合には、土地所有者にとって、当該年度の耕作を拒否し一銭の地代も得られないよりは、地代額が極僅かであったとしてもとりあえずその額で土地を貸し、翌年の契約更新の際に超過利潤をそっくり地代として取得できるような額での地代契約をする方が有利だからである。だが、土地の貸借の場合には、特定の借地期間（以下、10年間と想定する）というものがあ、契約された地代額は、その借地期間の間は固定される。そして、その場合には、土地所有者の行動様式は異なってくる。例えば、Ⅳの土地所有者の内には、40円以上（55円と仮定）の地代要求に対しどの資本家も契約に応じずその結果当該年度は一銭の地代も得られないとしても、なお、55円の地代要求を続け、それ未満の地代での耕作を拒否する場合がある。なぜなら、例えば、55円未満の地代

での耕作を拒否し、その結果、2年間は何らの地代も得られなかったとしても、需給関係の変化等の故に3年目に地代55円での契約がなされ、続く8年間は毎年55円の地代を取得できた場合には、40円の地代で10年間土地を貸した場合よりも有利であり、その様な土地所有者の行動は経済的に言って合理的だからである。

〔5〕今まで述べてきた、特定額の地代要求の理由、および、それ未満の地代での耕作拒否の理由は、同時に、以下述べるように、土地所有者の地代要求額が「バラツク」理由にもなっている。①自己の土地の等級に対する判断の違いに応じて同一の等級の土地の所有者間においても地代要求のバラツキが生じ、②また、それが同じとしても、現在の市場状態をどう判断するかに応じて地代要求はバラツキ、③また、それらが同じとしても、将来の市場状態をどう予想するかに応じて、将来市況が悪くなると予想している土地所有者は低い地代額でも貸そうとするが、将来市況が良くなると予想している土地所有者は、たとえ今年度は土地を借りる人がいないとしても高くふっかけようとする等、地代要求はバラツキ、④さらに、それら（①～③）が同じとしても、耕作拒否によって地代が入手できない間の貨幣の必要度の相違、余裕資金の違いに応じて、将来の地代額の上昇を予想しているが差し迫った貨幣（地代）入手の必要がある場合には地代要求を引き下げても今年度の契約をせざるをえない、資金の余裕がある場合には将来の地代の上昇を見込んで高い地代額を提示する等、これ未満の地代では貸さないという地代引き下げの限度額も異なることになる、等々<sup>(12)</sup>。

これまで土地所有者間の地代要求額にはバラ

(12) 日高氏は、かつては、「数多い（ときまつたわけではないが）第四級地の土地所有者がすべて一様にエーカー四シリングを要求することは偶然のほかは考えられない」「新しく耕作にはいってくる土地が一様にエーカー四シリングの絶対地代を要求するとはいえない」（『地代論研究』、400頁）等、土地所有者間の地代要求のバラツキを想定していた。だが、その後、「最劣等地の一部分の耕作拒否の原因となるものは、……

第四級地が新しく耕作にはいるにさいしてはどの部分も一アール当たり四〇円を要求するということなのであるが。）（改訂1983年版『経済原論』、208頁、改訂に際しての追記部分）という叙述に見られるように、Ⅳの土地所有者の地代要求額は「どの部分も」同じであるという想定に立っている。

なお、大淵氏は、「〔補論〕絶対地代試論」（前掲『新地代論体系の研究』に所収、初出1970年）におい



表 I （表 B-I の場合の IV の土地所有者間の地代要求額のバラツキ）

| 1 アール当たり地代要求額 | 面積    | 累積供給額            | 1 kg 当たり市場価格 A | 1 kg 当たり市場価格 B |
|---------------|-------|------------------|----------------|----------------|
| 10円           | 10アール | 8 × 10 = 80kg    | 76.25円         | <80円超          |
| 20円           | 10アール | 8 × 20 = 160kg   | 77.5 円         | <80円超          |
| 30円           | 20アール | 8 × 40 = 320kg   | 78.75円         | <80円超          |
| 40円           | 30アール | 8 × 50 = 400kg   | 80 円           | =80円           |
|               | 20アール | 8 × 70 = 560kg   | 80 円           | >80円未満         |
| 50円           | 30アール | 8 × 100 = 800kg  | 81.25円         | >80円未満         |
| 60円           | 40アール | 8 × 140 = 1120kg | 82.5 円         | >80円未満         |
| 70円           | 30アール | 8 × 170 = 1280kg | 83.75円         | >80円未満         |
| 80円           | 20アール | 8 × 190 = 1520kg | 85 円           | >80円未満         |
| 90円           | 10アール | 8 × 200 = 1600kg | 86.25円         | >80円未満         |

- ① 「1 kg 当たり市場価格 A」とは、市場価格がそれ以上になった場合に、地代要求額を支払っても平均利潤が得られる価格のこと。それ故、市場価格 A = 個別的生産価格（75円） + 1 アール当たり地代要求額 / 1 アール当たり収穫量（8 kg），である。
- ② 「1 kg 当たり市場価格 B」とは、需要力との関連において、総供給量が、I・II・IIIからの供給量9200kg + IVからの累積供給量，となった場合に成立する価格のこと。

表 B の場合には、総供給量9600kgの時に市場価格が80円となるような需要力が想定されているので、IVの耕作面積が50アールの場合には、市場価格はちょうど80円、50アール未満の耕作なら総供給量が9600kgより小なので、市場価格は80円超、50アール超の耕作なら総供給量は9600kgより大なので、市場価格は80円未満となる。ちなみに、IVの耕作面積70アール、総供給量9760kgの時には、市場価格は78.75円となり（第三節，A，〔2〕項での例）、IVの耕作面積100アール、総供給量10000kgの時には、市場価格は75円となる（表 B' の場合）。

ツキが生じざるをえないということを明らかにしてきたが、この地代要求額のバラツキを想定するのは、単に、実際にはそうならざるをえないという事実、同じ等級の土地の所有者がすべて同額の地代要求をしているという想定は恣意的な想定であるという事実にもみえる訳ではない。その理由は、何よりも、IVの土地所有者が一様に40円の地代を要求しその結果IVには40円の絶対地代が生ずると考える場合には、日高絶対地代論は異なるが、40円の絶対地代を支払わねばならないが故にそれだけ市場価格は上昇するという通俗的な絶対地代論（絶対地代→市場価格）に陥ってしまうことになりがちだ、という点にある。以下、通俗的な絶対地代論の批判という課題（〔6〕項）を睨みつつ、地代要求

のバラツキを想定した上で、絶対地代成立の機構を明らかにしよう。

IVの土地所有者の地代要求が表 I のようにバラついていると想定しよう。この想定において動かすことができないことは、IVの内、地代要求40円以下の土地が50アール、地代要求40円以上の土地が150アールあるということのみであり（念のために言っておけば、表 I の場合、地代要求40円「未満」の土地は40アール、地代要求が40円を「超える」土地は130アールだが、地代要求40円「以上」でもあり同時に地代要求40円「以下」でもある地代要求40円の土地が30アールあるので、この条件を充たしている）、他の部分は変わっても、また、0.1円間隔の地代要求のバラツキ等地代要求額の相違を連続的（正確には、連続に極めて近い分布）と想定しようとして以下述べる論旨には変わりはない。

表 I のように地代要求がバラついている場合、資本家はどのように行動するであろうか。必ずしもそう想定する必要はないが、表 A の状態以

て、かつての日高氏と同様に、「同一土地種類上でも、土地所有者は、多数存在していると考えられるので、それらの多数の土地所有者の要求する絶対地代は、均一でありうる筈はなく、様々である。」（309頁）と述べている。支持すべきだろう。

後需要力が増大しそれに伴って投資量が増大するという想定の下、表Aを出発点として資本家の投資行動を問題としよう。需要力が、市場価格66 2/3円の場合に需要量が8300kgであるような需要力(表Aの場合)から、市場価格80円の場合に需要量が9600kgであるような需要力(表B<sup>1)</sup>、表Bの場合の需要力。なお、これは、市場価格が75円の場合に需要量が10000kgである表B'の需要力でもある)へと増大すると、まずは、Iへの第二次投資が拡大される。そして、Iへの第二次投資が全てなされたとしても、なお需要を充たしえないとすれば、小麦の市場価格は66 2/3円以上に上昇する。市場価格が75円未満の時には、その価格では平均利潤もえられないので、IVを借りたいという資本家はいない。だが、価格が75円以上になると、IVの土地を借りたいという資本家が登場してくる。そして、資本家は、当然のことながら、低い地代額を提示している土地から借りようとする。価格が76.25円(=IVへの第一次投資の個別的生産価格75円+1アール当たりの地代要求額10円/1アール当たりの収量8kg)以上になると、1アール当たり10円の地代を要求している土地10アールが耕作され、80kgの小麦の追加供給がなされる。だが、それでも、需要を充たしえないとすれば価格はなお上昇し、それとともに、IVの提示地代が低い土地から順に耕作がなされ、価格が80円以上になると、40円の地代を要求している土地も耕作にはいる(参照、表I)。40円の地代要求をしている土地の内10アールが耕作され、IVからの供給が累積で400kg、それ故に、小麦の総供給量が9600kgになった時に、市場価格80円で需給は均衡し、IVはそれ以上耕作されない。なぜなら、もし、さらに耕作が拡大されそれだけ供給量が増大すれば、市場価格はその供給量に需要量に対応させるように変化して80円未満となり、その場合には、地代が40円である土地を借りた資本家は地代40円を支払うと平均利潤もえられないことになるので、地代40円の土地の一部から資本は引き上げられ、それに伴って小麦の総供給量は9600kgとなる方向に減

少、同じことだが地代40円の土地の耕作は10アールになる方向に減少し、その供給量の減少に対応して、市場価格は80円へと上昇し、結局、市場価格80円、IVの耕作面積50アール、小麦の総供給量9600kgで、需給は均衡することになるからである。

これまでは、市場価格が66 2/3円から上昇し、IVの50アールが耕作された時点でその上昇は止まり、市場価格は80円になるという形で説明してきたが、逆に、市場価格が66 2/3円から一挙に80円以上に上昇し、その市場価格を前提したIVへの耕作拡大、IVからの供給増大の結果、価格は80円への低下傾向を示し、その価格の低下は、IVの50アール以外の土地から資本が引き上げられた時点で止まり、市場価格は80円となるという形で説明できる。根本的要点は、40円以下の地代を要求しているIVの50アールが耕作され、40円以上の地代を要求しているIVの150アールが耕作されない場合に、市場価格80円で需給は均衡するという点にあるからである。

市場価格が80円になると、IV(正確には、その内の40円以下の地代要求をしている50アール)にも1kg当たり5円・1アール当たり40円の「地代に転化すべき超過利潤」が生ずる<sup>(13)</sup>。この地代は、土地所有者の地代要求に基づく耕作拒否によって生じている地代であるが故に、絶対地代である。

〔6〕土地所有者間の地代要求のバラツキを想定することによって明らかとなったことに注意されたい。40円という絶対地代は、IVの内の150アールの土地所有者が40円以上の地代要求をし、それ未満の地代での耕作を拒否しているが故に生じているのであって、けっして、耕作圏に入った土地の土地所有者が40円の地代要求をしているが故に生じているのではない。事実、我々の想定では、IVの内耕作される50アールの土地所有者の地代額は、10~40円とバラついて

(13) 実際の地代は、10~40円であったとしても、「地代に転化すべき超過利潤」を地代と呼ぶ理由、それ故に、この例の場合に、IVの地代は40円であるとする理由に関しては、第一節の註(2)を参照。

いる。また、Ⅳの土地所有者の地代要求額のバラツキの分布を変えて、Ⅳの50アールは1円の地代要求、他の150アールは60円以上の地代要求をしている場合も（これも、40円以下の地代要求をしている土地が50アール、40円以上の地代要求をしている土地が150アールという、条件を充たしている）、小麦の総供給量は9600kgとなるのだから、市場価格は80円となり、「絶対地代に転化すべき超過利潤」は1kg当たり5円となる。絶対地代額が1kg当たり5円となる必要充分条件、Ⅳの絶対地代が40円となる必要充分条件は、①Ⅳの150アールが耕作拒否をしている、②その150アールは40円未満の地代では土地を貸さない、ということのみであり、Ⅳの内耕作圏に入った50アールの土地がどういう地代要求をしているかということはどうでもよいことなのである。

それに対し、通俗的な絶対地代論では、マルクスがそうであるように（参照、K, III, S. 756-7, 1056頁）、絶対地代の存在は、その絶対地代を支払わねばならないが故に、それだけ市場価格を「押し上げる」としている。前パラグラフでの絶対地代論と異なり、Ⅳ〔の50アール〕の土地所有者が40円の絶対地代を要求し、その結果、市場価格は80円となり、Ⅳ〔の50アール〕には40円の絶対地代が生じる、といている訳である（〔……〕内は、意識されていないのだろうが、事実上、そうなるということ）。

以下、通俗的な絶対地代論と我々の絶対地代論とを対比することによって、絶対地代成立の根拠を明らかにしよう。

これまでの例（表B-I）にそくして述べると、通俗的絶対地代論では次のような主張がなされている（以下、〔……〕内に疑問点等を付す）。①Ⅳの土地所有者の40円の地代要求〔Ⅳの土地所有者が単数か複数かは不明、複数の土地所有者がいるとすると全員が40円の地代を要求していると想定〕。②資本家は、市場価格が、一般的生産価格75円+絶対地代額5円、すなわち、80円以上にならない限りは、1kg当たりの

絶対地代5円を支払うと平均利潤もえられないのでⅣに資本を投下することはない。その限りでの、Ⅳの土地所有の力による、耕作制限・投資制限・供給制限〔絶対地代は支払わねばならない費用となっており、そのために、市場価格80円未満の場合には投資は制限されるという意味での制限、以下、「絶対地代費用化による投資制限」と呼ぶ〕。③その供給制限によって、市場価格は、絶対地代を支払いうるほどの価格、一般的生産価格75円に絶対地代5円を上乗せした価格、すなわち、80円まで「押し上げ」られる〔以下、「絶対地代の参加による市場価格の押し上げ」と呼ぶ〕。④市場価格が80円以上に「押し上げ」られると、資本家による絶対地代を支払ってのⅣの耕作が可能となる〔耕作がなされたら、そこからの供給によって市場価格は低下するのではないのか〕。⑤Ⅳの土地所有者は、その価格「押し上げ」分を、地代として取得する〔地代を取得するということは、土地を貸しているということ、耕作を許しているということの意味する〕。⑥総じて、1kg当たり5円の絶対地代要求→1kg当たり5円の市場価格の上昇→1kg当たり5円の絶対地代の成立〔5円の絶対地代要求が5円の絶対地代を生み出す、という幸運の実現〕。

〔……〕内での示唆ではほぼ尽きていると思うが、この絶対地代論の誤りは次の点にある。⑤から問題にしよう。Ⅳの土地所有者が絶対地代を入手しているということは、彼（または彼ら）は土地を貸しているということの意味する。とすれば、②と異なり、彼（または彼ら）は、今は、耕作制限、投資制限、供給制限はしていないことになる。「絶対地代費用化による投資制限」は、「絶対地代の参加による市場価格の押し上げ」によって市場価格が80円となり、絶対地代を支払いうる価格となっているので、解除されていることになる。とすれば、その投資制限が解除されているとすれば、④と関連するが、まさに日高氏がいうように「耕作させないことによって減少した供給は、耕作させることによって増大するであろう。耕作をゆるさない

ことによって供給が減少し、生産物の市場価格が上昇したのであったが、耕作を許せば供給が増加し、市場価格は低下するのではあるまいか。』(『地代論研究』, 412頁), ということになる。市場価格は需給の関係で決まる。①の想定は多かれ少なかれそのニュアンスを持つが、たとえ、Ⅳの土地所有者全員が、40円未満の地代では土地を貸さないというカルテルを結んでいたとしても(その場合には、絶対地代ではなく独占地代が生じる、参照、第一節、(へ)), 市場価格が上昇するのは、そのカルテルによって、実際に耕作されない土地が生じ、実際に供給が制限されるが故である。③の点に関しても、これも日高氏がいうとおり、「土地所有は直接には生産物の市場価格を上昇させる力をもっていない」(411頁)のであって、市場価格が上昇するのは、「絶対地代の参加」によって市場価格が「押し上げ」られるからではなく、この通俗的な絶対地代論においても、②の投資制限の故に、供給が制限されているが故である。このように、市場価格が需給の関係で決まるという基本的前提を踏まえると、②の投資制限によって80円となった市場価格は、④の耕作・投資、それによる供給増大によって、80円未満に低下することになる。そして、②の投資制限の故に、それが無い場合には75円の市場価格が80円になっていたとすれば、市場価格は75円まで低下することになる。とすれば、供給制限によって上昇した市場価格はその制限の解除によって元の価格に戻り、結局のところ、絶対地代は成立しえないことになる。

我々の絶対地代論(ただし、なお、最劣等地Ⅳのみの耕作拒否に問題を限る)を対置しよう(①'は①'に対置する内容、以下同様)。①'Ⅳの土地所有者の一部(150アール)が40円以上の地代要求をし、他の一部(50アール)は、40円以下の地代要求をしている。②'Ⅳの内の150アールは、40円未満の地代での耕作を拒否しているので、その土地は、市場価格が80円以上にならないと耕作されない。④'だが、市場価格が80円になれば、Ⅳの内の40円以下の地代を要求

している50アールは耕作される。③'上述の②'④'という条件の下では、Ⅳの耕作面積50アール、総供給量9600kg、市場価格80円で需給が均衡する。⑤'Ⅳの内耕作されている50アールには、40円の絶対地代が生じる。⑥'総じて、Ⅳの150アールの特定額未満の地代での耕作拒否→それによる耕作制限・投資制限・供給制限→市場価格の80円への上昇→Ⅳの耕作されている土地50アールでの1kg当たり5円の絶対地代の成立(正確には、「絶対地代に転化すべき超過利潤」の発生)。

何方が正しいかは、もはや明らかであろう。根本的要点は、Ⅳの150アールが「実際に、現実」耕作拒否をしているが故に、絶対地代が成立しているという点にある。

〔7〕さて、この点に関し、本稿で参照を求めてきた諸論者の場合には、どうなっているだろうか。

(イ)大内氏。具体的論述を取り上げての詳論は第六節に譲り、ここでは結論のみを述べておく。マルクスの絶対地代論を超える地平を開拓した人ですらなお、というべきなのか、バイオニアであるが故に全てに渡って正しくということは未だ困難であったが故に、というべきなのか、優等地の地代は全て差額地代だという主張に関連して、通俗的絶対地代論の側面を残している。

(ロ)伊藤誠氏。経済原理論の体系の一部として地代論に触れているだけで、地代論を主題とした論文は残していないが故に、この点に関しての判断の材料は少ない。(a)通俗的な絶対地代論ではないが、(b)それに対する批判意識が薄いが故にそれと受け取られても仕方のない論述をしている箇所もある、というところであろう。

(a)の点に関しては、「土地所有がそれぞれある額の地代を、借地契約の最低条件としているために、最劣等地のある部分が耕作されえない状態にまだあるならば、そのことが穀物供給の増大を制限し、穀物価格をおしあげ、既耕作地でのヨリ生産性の低い追加投資を市場生産価格の調整者たらしめることにもなる。」(前掲『経済学原理』, 1978年, 93頁)という叙述が挙げ

られる。「それぞれある額の地代」を要求している点(①'の地代要求のバラツキ)、最劣等地の「ある部分」が耕作されておらず、それが価格上昇をもたらす、としている点に注意。

(b)の点に関しては、「土地所有者が最劣等地であっても無償で耕作を許可しないために、その土地による生産物も地代として支払われる超過利潤をふくむよう市場価格が上昇するまで、最劣等地が利用できないとすれば、そのために最劣等地の生産物価格中に生じうる超過利潤は、土地所有の存在が創出したものとみなければならぬ。」(前掲『資本主義経済の理論』, 156頁)という叙述が挙げられる。「絶対地代参加による市場価格の押し上げ」を主張しているかのような市場価格上昇論になっている点に注意。また、この論述においては、問題となっている最劣等地が同じ地所なのか違う地所なのか明らかでない。「利用できない」「最劣等地」と「最劣等地の生産物価格中に生じる超過利潤」という場合の最劣等地とが、同じ最劣等地、同一地所のことであるとすると、一方では、それは「利用できない」土地・不耕作地であり、他方では、それは、「生産物」を生産している土地・耕作地であることになる。(a)での叙述を考慮すれば、最劣等地の中に、耕作拒否によって市場価格を上昇させている土地と、その市場価格の上昇によって絶対地代を得ている土地とがあるということなのだろうが、この叙述の限りでは、通俗的な絶対地代論と区別しえない。

(イ)大淵氏。①'から⑥'までの諸点を「指摘」している(正確には、③'の明確な提示、総供給量を考慮しての叙述はない)。その意味では、前掲「〔補論〕絶対地代試論」は、本質的に通俗的絶対地代論を超えている。なお残る問題は、(a)「試論」という性格を反映し、それらの「指摘」が体系的に組み立てられていないという点、(b)それ故であろうか、矛盾する叙述が存在するという点〔例えば、繰り返し、絶対地代(正確には、大淵氏の用語法では、絶対地代Ⅰと絶対地代Ⅱ)は、不耕作地、未利用地の存在によっ

て成立するとしつつ、他方では、「未耕地が無くなっても」なお絶対地代は生じるとしている(参照, 314頁)], (c)③'の総供給量と市場価格との関係が正確に踏まえられていないためと思われるが、「絶対地代の参加による市場価格の押し上げ」論が存在するという点にある〔参照, 309・312・316頁等、なお、「絶対地代の参加による市場価格の押し上げ」という言い回しは、大淵氏の「絶対地代の参加による、農産物価格の押し上げ」(312頁)という表現を採用したものである〕。

(ニ)日高氏。通俗的絶対地代論批判に際し日高氏の叙述に依拠したことからわかるように、日高氏はそれを超えている。正確には、その通俗的絶対地代論を批判した本人その人である。ただ、①'の点に関してのみ不十分な部分を残している。前項〔5〕の註(13)で述べたように、日高氏は、『地代論研究』ではⅣの地代要求のバラツキを想定していたが、改訂1983年版『経済原論』ではⅣの一律40円の地代要求を想定している(数値例等は、本稿でのそれを用いる)。確かに、後者の、Ⅳの200アールが全て40円の地代を要求しているという想定自体は、形式的には、①'の想定、すなわち、Ⅳの内の150アールは40円以上の地代を要求し、50アールは40円以下の地代を要求している、という想定と齟齬する訳ではない。なぜなら、40円は、40円「以上」でもあり、また、40円「以下」でもあるからである。だが、『地代論研究』からの後退、すなわち、Ⅳの土地所有者の地代要求を一律40円とすることは、日高氏自身はそうではないが、③の「絶対地代の参加による市場価格の押し上げ」論を誘発することになり、その結果、通俗的絶対地代論へ人々を誘(いざな)うことになる。少なくとも、それに対する批判の立脚点を危うくすることになる。Ⅳの土地所有者の地代要求のバラツキを想定すると、③の「絶対地代の参加による市場価格の押し上げ」論は成立しえなくなる。なぜなら、絶対地代を「費用」とする発想に立った場合にも、その費用は地代要求額のバラツキに応じて異なることになるが故

に、「費用としての絶対地代」分だけ、市場価格は「押し上げ」られるということは出来なくなるからである。とすれば、市場価格は、③'のように、需給関係によって決まるものとして明らかにされるしかなくなり、その結果、それがなければ総供給量が10000kgであるのにⅣの150アールの耕作拒否によって総供給量が9600kgに制限されているという点に市場価格上昇の根拠・絶対地代の根拠があることが明らかになり、また、同時に、Ⅳの50アールが耕作される限りその地代要求額は(40円以下であることは確かだが) どうでもよいということ、その意味でも絶対地代の費用化による市場価格の「押し上げ」論は成立しないことが明らかになる(因みに、前項〔6〕の最初のパラグラフで挙げた例の場合、Ⅳの内耕作圏にはいる50アールの土地所有者は、1アール当り1円の地代要求をしているが、その場合も、市場価格は、需給関係からいって80円となるのであって、絶対地代の参加によって押し上げられた価格、75円+1/8円になる訳ではない)。このようにⅣの地代要求のバラツキを想定することによって、Ⅳの150アールの耕作拒否の存在が絶対地代の根拠

をなすという日高絶対地代論もより高い明証性を与えられることになるのではなからうか<sup>(14)</sup>。

#### D. 優等地の耕作拒否による絶対地代 (表 B—II・III)

〔1〕これまで我々は、最劣等地の一部の耕作拒否のみを想定してきた。すなわち、優等地は全て耕作されていると想定してきた。だが、優等地の一部も耕作を拒否している場合を考えることもできる。表B—Iの場合には、Ⅳの内150アールの土地所有者が1アール当たり40円未満の地代での耕作を拒否し、その結果、小麦の総供給が9600kgとなり、市場価格は需給関係から80円になり、小麦1kg当たり5円の絶対地代が生じていた。同様の事態は、たとえ、最劣等地Ⅳが全て耕作されたとしても、例えば、優等地Ⅲの内の120アールの土地所有者が1アール当たり200円以上の地代を要求し、その要求が入れられない限りは耕作を拒否するという行動をとっている場合にも生ずる(以下、表B参照)。小麦の総供給量は表B—Iの場合と同様に9600kgとなるので、市場価格は需給関係からして表B—Iの場合と同様に80円になるしか

(14) 日高氏が、Ⅳの土地所有者は一律に40円の地代要求をしている、という想定をとるに到ったのは、①Ⅳの土地所有者の内、10円の地代で耕作を許可した者は、超過利潤は40円であるにもかかわらず地代は10円しか得ていないという、「地代に転化すべき超過利潤」と「地代そのもの」とのズレという問題を意識したからであろう。また、②絶対地代の場合にも、Ⅳの第一次投資を需給を調整しうる生産条件として設定すべきだと考えたからであろう。だが、①の「地代に転化すべき超過利潤」と「地代そのもの」とのズレの問題は、絶対地代が問題にならない論理レベルでも、例えば、一定の借地期間の間地代が固定されている間に需要が増大して、市場価格の上昇・市場調整的な生産条件の移動・「地代に転化すべき超過利潤」の増大が生じる等、常に生じる問題である。地代論の理論的展開にとっては、発生した超過利潤をその根拠からして「地代に転化すべき超過利潤」と位置づけ、契約更新の際にはそれは地代となるという傾向性にそくして、それを「地代」として処理すればよい問題なのではなからうか。また、②の問題に関しては、むしろ逆に、絶対地代が成立している場合には、一般的差額地代の場合のような市場調整的な生産条件は存在しないという点、そ

の点に絶対地代成立機構の特質があるという点を強調すべきではなからうか。日高氏の想定、Ⅳの土地所有者は一律40円の地代要求をしているという想定の下では、需要力が、市場価格80円で需要量9200kg(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲからの供給)を下限とし需要量10800kg(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ+Ⅳの全て200アールからの供給)を上限として増減する場合に、Ⅳはその増減に応じてその耕作面積を増減させることによって需給を調整する生産条件となりえている。だが、日高氏自身が強調するように、また、後に詳論するように、土地所有の力を発揮して耕作を拒否している土地所有者は土地を貸さない限りは地代が得られないという「土地所有の力の矛盾」にさらされているが故に、誰も借手がないのに40円の地代要求をし続ける、それも、Ⅳの全員がそうすると考えることはできないだろう。むしろ、Ⅳの土地所有者の地代要求にはバラツキが生じざるをえないということを説き、それ故に、絶対地代の場合には、一般的差額地代の最劣等条件の場合のような市場調整的な生産条件は存在しえないということを説くことによって、一般的差額地代と異なる絶対地代の存立構造の特質を明らかにすることが必要とされているのではなからうか。

く、そして、その場合には、その市場価格80円と一般の生産価格75円(=最劣等条件、Ⅳの第一次投資の個別的生産価格)の差額5円は表B-Iの場合と同様に絶対地代として土地所有者の取得するものとなるからである。この事態、すなわち、優等地の耕作拒否によって絶対地代が生ずるケースを、表B-IIのケースと呼ぼう。

この表B-IIのケースは、小麦の総供給量が9600kgである限りは生ずるものであるが故に、その他、Ⅰの内の10アール、Ⅱの内の20アール、Ⅲの内の61アールの土地所有者が、それぞれ、640円、360円、200円以上の地代を要求して耕作を拒否をしている場合等、様々な場合が考えられる。また、例えば、優等地Ⅲの内の40アールの土地所有者と最劣等地Ⅳの内の100アールの土地所有者とが、同時に、それぞれ200円、80円以上の地代を要求して耕作を拒否している場合にも同様の事態が生ずる。この事態、すなわち、優等地と最劣等地双方の耕作拒否によって絶対地代が生ずるケース(この場合にも、複数の等級の土地の耕作拒否面積の組み合わせは様々である)を、以下、表B-Ⅲのケースと呼ぼう。実際には、優等地がすべて耕作されているケース(表B-I)、最劣等地がすべて耕作されているケース(表B-II)はまれで、この表B-Ⅲのケース、すなわち、優等地の一部と最劣等地の一部とが耕作を拒否しているケースが通常であろう<sup>(15)</sup>。

〔2〕さて、優等地の土地所有者の一部は、何故に、特定額の地代(差額地代分以上の地代)を要求し、それ未満の地代では土地を貸さないという行動をとっているのだろうか。この問いに対する回答は、本節Cの〔3〕～〔5〕項で、最劣等地の土地所有者が地代を要求し特定額未満での地代では土地を貸さないという行動をする理由について述べたことで、内容的にはほぼ尽きている。条件の変化を入れて再論し

よう。

①最劣等地Ⅳの土地所有者は、一般的市場状態(「土地所有の力」の作用がない場合に成立するはずの市場状態)ではⅣには地代は生じないにもかかわらず、タダでは貸さず何らかの地代を要求した。そして、そのような土地所有者の行動を通じ、Ⅳには40円の地代(正確には「地代に転化すべき超過利潤」)が生じていた。だが、タダでは貸さないというだけでは絶対地代額は決まらない。もし、Ⅳの土地所有者の「多く」(例えば、100アールの土地所有者)が、タダでは嫌だか1円の地代ならば貸すという行動をとっていたならば絶対地代は1円以上には上昇しえないということからもわかるように、特定の絶対地代額は常に特定額の地代要求、それ未満での耕作を拒否する地代要求額との関連で決まってくる。それ故に、絶対地代額が、1kg当たり5円であるという表B-Iの事態が成立しているということ自体、すでに、最劣等地の土地所有者の、タダでは貸さないという「質的問題」は、幾らなら貸すが幾らなら貸さないという「量的問題」、要求地代額の量、の問題に転化していることを意味する。具体的にいえば、表B-Iの場合には、最劣等地Ⅳの内の150アールの土地所有者は、単にタダでは貸さないというにどどまらず、それによって表B-Iの事態をもたらす特定額の地代要求、1円でもなく39円でもなく40円以上の地代要求をしているのである。とすれば、すなわち、問題が地代要求額の量の問題であるとすれば、優等地、例えば、Ⅲの土地所有者の一部が、1アール当たり150円ではなく200円、さらにはそれ以上の地代を要求することがあってもよいことになる。

これまでの展開で、優等地、例えば、Ⅲの土地所有者が、その差額地代分150円を上回る地代額を要求する論理的可能性は説明した。以下、その土地所有者の地代要求の現実的な根拠の説明に移ろう。

②本節Cの〔3〕の②では、最劣等地Ⅳの土地所有者が、過去の貸付契約の際の地代との関連において現在の要求地代額を決める場合があ

(15) 大淵氏(参照、「補論」絶対地代試論)と伊藤氏(参照、『資本主義経済の理論』、157頁)も、優等地の耕作拒否を取り込んだ絶対地代論を展開している。支持すべきだろう。

ることを指摘した。優等地Ⅲについても同様のことが言える。Ⅲが今まで例えば200円の地代（差額地代であってもよい）で貸付られていたとした場合、現在は市況が悪く一般的市場状態を想定すれば、150円の地代（差額地代）しかえられないとしても、契約更新の際、土地所有者が以前の200円に固執し地代額を下げない場合等がありうる。なお、この点に関しては、大淵氏も同様のことを指摘している（参照、「絶対地代試論」, 309, 310頁等）。

③また、Cの〔3〕の③で述べたのと同様に、将来の市場状態に対する予想との関連でⅢの土地所有者が例えば200円の地代を要求する場合もある。たとえ、土地所有者による耕作制限はなく、現在の市場状態が一般的市場状態であり、市場価格は75円だとしても、そしてそれ故に、Ⅲの土地所有者が1アール当たり地代150円（差額地代額）を超える地代額を提示した場合には誰も借手がいないとしても、市場価格が将来80円以上になると予想する土地所有者は、150円では貸さず、200円以上の地代を要求する場合がある。なぜなら、例えば、150円未満の地代での耕作を拒否し、その結果、2年間は何らの地代も得られなかったが、需給関係の変化等の故に3年目に地代200円以上での契約がなされ、続く8年間は毎年200円の地代を取得できたとした場合、それは、今年度150円の地代で契約し借地期間の終了までの10年間毎年150円の地代を得るよりも、「賢い」行動をしたことになるからである。

④優等地の土地所有者の地代要求のバラツキに関しても、最劣等地の土地所有者の地代要求のバラツキの場合に述べたことと同様のことが言える。この点に関しては、例えば、表B-IIの場合には、Ⅲの土地所有者は、150円以上様々にバラついた地代要求をしており（Ⅲの土地所有者の一部が、「錯誤」故に150円未満の地代要求をしている場合も考えられるが、それは除こう）、その内、200円以下の地代要求をしている土地所有者の土地100アールが耕作され、200円以上の地代要求をしている土地所有者の

土地120アールは耕作されない、ということを確認しておくのみでよいだろう。

絶対地代には、これまで述べてきた絶対地代の他にも様々なものがある。だが、その内容展開においては、「土地所有の力の限界」が問題となるので、以下、節を改め、絶対地代を生み出す力である「土地所有の力」、の質的限界と量的制限について論じよう。

### 第三節 土地所有の力の限界

これまで述べてきたように、絶対地代とは、土地所有者（最劣等地、優等地を問わない）が、「土地所有の力」（土地所有者が自分の土地を貸すか貸さないかを定める権利）を発揮し、その結果、耕作制限・投資制限・供給制限がなされているが故に成立する地代である。だが、その「土地所有の力」には、限界、「質的限界」と「量的制限」がある。以下、本節では、その土地所有の力の限界について詳論し、その限界にもかかわらず絶対地代は単なるネグリジブルな量としてではなく存在しうるということを明らかにしよう。

#### A. 土地所有の力の質的限界、または、土地所有の力の矛盾

〔1〕絶対地代は、土地所有者が、土地所有の力を発揮しているが故に、自分の土地の耕作を拒否しているが故に、生じる。だが、土地所有の力を発揮している土地所有者は、土地を貸さないのだから、一銭の地代も得られない。もし、地代を得たいと思えば、彼は土地を貸さねばならない。しかしながら、土地所有者はいったん土地を貸すと特定の借地期間の間は土地所有の力を発揮することはできなくなる。例えば、表B-Iの場合を例にとれば、Ⅳの内の150アールの土地所有者、土地所有の力を発揮し1アール当たり40円未満の地代での耕作を拒否している土地所有者は、土地を貸さないのだから一銭の地代も得ていない。他方、資本家に土地を



貸した土地所有者、それ故に、土地所有の力を発揮していない土地所有者（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、および、Ⅴの内の50アールの土地所有者）は、絶対地代を得ている。すなわち、土地所有の力を発揮し、そうでなければ存在しない絶対地代を創造する行動をしている土地所有者本人は何らの地代も得られず、土地所有の力を発揮していない土地所有者の方が、土地所有の力の「果実」「成果」である絶対地代を得ているのである。これは、まさに「矛盾」「土地所有の力の矛盾」である<sup>(16)</sup>。この土地所有の力の矛盾は、土地所有の力に対し、その力を発揮する限りは地代はえられないという形で「質的」な「限界」を課すことになるが故に、「土地所有の力の質的限界」と規定することが出来る。

〔2〕さて、この土地所有の力の質的限界は土地所有者の行動にいかなる作用を及ぼすのだろうか。日高氏は、最後の「ゼロにはならない」という点に力点をおいてであるが、「第四級地（最劣等地—引用者）の一部が耕作にはいるさいに未耕地に取り残されれば、自分の土地の耕作拒否で他の土地の土地所有に利益を与えるし、自分は何も得ないのだからできるだけ未耕地に取り残されないようにするであろう。このため要求する絶対地代の額は極めて小さいものとなるであろうが、ゼロにはならない。」（『経済原論』、208-9頁）と述べている。以下、実際に「極めて小さいものとなる」かどうかは後の問題として、引用の前半の「土地所有の力

の矛盾」の持つ地代要求額低下圧力（①）につき、そのもたらすさらなる地代低下圧力（②～④）も含めて、敷衍・詳論しよう。

①土地所有の質的限界は、土地所有の力を発揮し耕作を拒否している土地所有者に、地代要求額を引き下げよう作用する。現在地代が得られないのは彼の地代要求額が借手が見つからないほど高いからなのだから、土地所有者は、土地を貸して地代を得るためには、地代要求額を引き下げねばならない。例えば、表B-Iの例で言えば、40円以上の地代要求をしそれ故に借手がないⅣの内の150アールの土地所有者は、地代要求額を40円以下に下げよう強制される。彼らは、近隣の同じ等級の土地が地代40円で貸し付けられている等の事情を勘案しつつ、40円、さらには、それ未満の地代額を提示することになる。なお、この土地所有の力の質的限界は、優等地の土地所有者が耕作拒否をしている場合にはより強く作用する。なぜなら、彼らは、耕作拒否によって、耕作を拒否している最劣等地の土地所有者と同様に絶対地代を得られないのみならず、同時に、差額地代もあきらめざるをえないからである（この点については、大淵氏も同様の指摘をしている、参照、「絶対地代試論」、311頁）。

②この要求地代額引き下げ圧力は、すでに土地を貸し地代を得ている土地所有者に対しても作用する。表B-Iの例で言えば、40円の地代で土地を貸していたⅣの土地所有者は、40円以

(16) 日高氏は、この点に関連し、「耕作させないことで発揮された土地所有の力は、耕作させればなくなるのである。……絶対地代を生じさせるためには、土地所有は耕作を許してはならず、同時に許さなければならぬ。この（土地所有の力—引用者）パラドクスはどうやって解きうるのか。」（『地代論研究』、420頁）と述べている。この日高氏の「土地所有の力のパラドクス」、「新しく耕作にはいるとする第四級地は一経営単位ではない」（422頁）という想定によって、すなわち、第四級地の一部の「耕作を許してはならず」、「同時に」第四級地の一部の耕作を「許さねばならない」という形で「解きうる」パラドクスと、私の「土地所有の力の矛盾」、同一の土地に対し、貸さないという形で土地所有の力を発揮しつつ、同時に貸して土地所有の力の果実である絶対地代を獲得すると「いう

ことは不可能だ」（422頁）という「矛盾」、そもそも「矛盾」という言葉の定義からしてそうだが、「解くこと」はできず運動を結果するしかない「矛盾」とは、違って同じではない。だが、私の「土地所有の力の矛盾」の概念自体、この日高氏の「土地所有の力のパラドクス」という問題提起、この、大内絶対地代論を超える意義、さらには、絶対地代が市場価格のそれだけの上昇をもたらすという通俗的な絶対地代論、を批判しうる橋頭堡という意義を有する問題提起から学んだものである。なお、ここで述べた、最劣等地が「一経営単位」ではない、という問題に関しては、第六節で取り上げる。そこでは、その問題提起の持つ画期的意義を顕揚するとともに、同時に、それは、絶対地代成立の必要条件では必ずしもないということをおくことになるだろう。

上の地代要求の故に借手がいなかったⅣの内の150アールの土地所有者の一部（例えば、25アールの土地所有者）が地代要求額を40円未満、例えば30円に引き下げると、借地期間が終わり次の契約をする時には、以前のように40円の地代要求をしたのでは借手はつかず、自分も30円、さらには、それ未満の地代提示をしなければならなくなるからである。

③まだある。表B—Iにおいて、絶対地代が1kg当たり5円となっていたのは、Ⅳの内150アールが耕作されず、その結果、Ⅳからの小麦の供給が50アール分の400kg（総供給量、9600kg）に制限され、市場価格が80円となっていたからであった。土地所有の力の質的限界にその根拠を持つ地代引き下げ競争は、単に、Ⅳの内の耕作面積50アールの分捕り競争、その50アールの耕作圏の内に自分も入ろうという競争を意味する訳ではない。地代引き下げを通じ、Ⅳの耕作面積の拡大が生じ、それは小麦供給量の増大をもたらし、その結果、市場価格は低下傾向を示すことになる。その結果、当初は、30円という地代は他の土地所有者の地代提示額との比較において設定された額、すなわち、市場価格80円という現在の市場状態からすれば40円の地代が得られるはずだが40円の地代を提示していたのでは借手を人に奪われるからという意識で低めに設定された額だとしても、次第に、それは、現実の市場状態に対応した額、さらには、それより高めの額となる。

例えば、表B—Iの場合のⅣの土地所有者間の地代要求額のバラツキが、土地所有者の地代引き下げ競争を通じて表Iのそれとは若干変わり、1アール当たり10円、20円、30円の地代要求をしている土地の面積が、それぞれ、10アール、10アール、50アール（以前から30円の地代要求をしていた20アール+40円で貸していたが更新の際に地代を30円に引き下げた5アール+40円以上の地代を要求し借手がいなかった150アールの内、地代を30円に引き下げた25アール）となったとしよう。その地代要求30円以下の土地70アールの全てが耕作されると、Ⅳから

の小麦の供給は560kg、優等地はすべて耕作されているとすれば、総供給量は9760kgとなる。そして、市場価格は、同じ需要力の下で、総供給量が9600kgの時（表B—Iの場合）には80円、総供給量が10000kgの時（表B'の場合）には75円だったのだから、今度の総供給量9760kgの場合には、両者の中間になるだろう。そして、それが、「たまたま」78.75円になったとすれば、絶対地代額は1kg当たり3.75円、1アール当たり30円となる。その場合には、当初は低めに設定されたはずの地代要求額30円は、今や現実の市場状態に対応した額となる。さらに、もし総供給量9760kgの場合の市場価格が、78.75円より低いならば、その30円という地代要求額は現実の市場状態よりも高めに設定された額だということになる。そして、そのことは、さらに土地所有者の地代引き下げ競争を強めることになる。

④まだある。いままで述べてきた地代の低下傾向、市場状態の変化は、貸さないのだから地代が得られないという「土地所有の力の質的限界」に耐えつつも、将来市況は良くなり地代も上昇する、その時には高い地代での契約が可能になるという判断（参照、前第二節Cの〔4〕項、2年間地代ゼロ円8年間地代55円は、10年間地代40円より有利という判断）から地代要求を下げることなく耕作拒否を続けていた土地所有者の将来予想に打撃を与える、という問題がある。例えば、将来の市況を強気に読み、現在40円の地代が将来55円に上昇すると予想して耕作拒否をしていたⅣの土地所有者の内には、市場価格が80円から78.75円に下落しているという現実、地代が40円から30円へと低下している現実を踏まえて自己の予想を修正し、地代引き下げ競争に参加するものが生じてくる。そして、そのような土地所有者の行動は、例えば、30円以下の地代要求をしている土地が③の場合のように70アールではなく、それ以上だという事態をもたらす、耕作の拡大・供給の増大を通じて、さらなる市場価格の低下・地代の低下をもたらすことになる。

〔3〕前項で述べたように、土地所有の力の

質的限界は、地代を低下させる圧力を、優等地の場合には差額地代額まで、最劣等地の場合にはゼロまで低下させる圧力を意味している。だが、その圧力の存在は、必ずしも、実際にそうなる、その結果として絶対地代はなくなる、ということの意味する訳ではない。以下、この点について述べよう。

①まずは、日高氏が前項冒頭引用部分の最後で述べている意味で、「ゼロにはならない」。なぜなら、最劣等地Ⅳの土地所有者は「タダ」で貸すことには何のメリットもないのだから、けっして地代要求額は、そして、絶対地代額は、実際にはゼロにはならない。だが、この点を指摘しただけでは、不十分だろう。以前にも述べたことだが、ゼロでなくとも0.1<sup>10000</sup>円となる可能性、絶対地代額がネグリジブルなものになる可能性を排除しえないからである。

②地代低下圧力は、契約更新時における以前の地代額を維持したいという土地所有者の抵抗の故に妨害され、時には、絶対地代額の増加をもたらす場合もある。例えば、表B-Iの状態から、地代低下圧力の故に、1kg当たりの「絶対地代に転化すべき超過利潤」が3.75円に低下したと仮定する。その時、優等地Ⅲの超過利潤額は差額地代分150円と絶対地代分37.5円、合計187.5円である。それ故に、地代が187.5円以下ならば借手は見つかる。だが、Ⅲの土地所有者の一部(例えば、120アールの土地所有者)が、契約更新時に、今までの200円という地代額に固執し、地代187.5円以下での耕作を拒否するならば、Ⅲからの小麦供給は1200kg減少し、たとえ、その時点でⅣの全てが耕作されているとしても、事態は、表B-IIの状態(すなわち、市場価格80円、1kg当たり絶対地代5円)となる。Ⅳの一部でも不耕作地が残っていれば、絶対地代の上昇すら生じる。

確かに、上で述べたことは、絶対地代が1kg当たり5円から低下するプロセスにおける一エピソードと見ることも可能である。だが、地代低下圧力の作用は妨害を受ける、それ故、地代低下まで長期間かかる、そして、その間に市況

が変わることもある、そして、その際に次に述べる地代引き上げ競争が開始されることもある、ということはいうる。

③前項〔2〕で述べたことは、逆に読めば、以下述べるように、同時に、地代引き上げ競争の説明でもある。

何らかの事情で市況は良くなるという予想が広がると、地代要求額を高める土地所有者が登場してくる、その結果、契約が成立せず不耕作地が増大する、そして、それ故の供給減少の結果市場価格は上昇し、地代に転化すべき超過利潤も増大する、このような市場状態の変化は、さらなる、地代引き上げ競争をもたらす、また、その地代の上昇傾向・市場価格の上昇傾向は、借手側の競争を激化させ地代はさらに上昇する、等々。

最初の「市況が良くなるという予想」が現実的な根拠のない全くの「錯誤」であってもかまわない。それは、いわば「予言充足的予言」であって、その「錯誤」故の地代要求額の引き上げ・不耕作地の拡大は、実際に市場価格を上昇させ、地代を上昇させるからである。また、外部的条件を入れることになるが、実際には、人口の増加・拡大再生産等の資本制社会の趨勢も、土地所有者の地代上昇予想、それによる地代要求の引き上げの理由になる

④以上述べた②にしても③にしてもそうだが、特定額の地代を要求して耕作を拒否するという土地所有者の行動は、以前に(第二節, C,〔4〕項で)述べたように、借地期間の存在を前提している。日高氏は、土地所有の力の質的限界の故に、「契約期間が特別に長い場合は別としても普通絶対地代は極めて小さいところに抑えられるであろう。」(『地代論研究』, 423頁)と述べている。問題の所在がどこにあるかを知っている発言である。だが、この叙述は、例えば、借地期間が無限大でその間の地代額を一度に(もちろん時間による割引は計算に入れてだが)取得するのと実質的には同じことを意味する土地の売却の場合には、地代額の上昇率(土地価格のそれも同じ)が利子率以上だと予想す

れば、売らない方が得である（土地価格は無限大になる）ということからもわかるように、「契約期間が特別に長い場合」には、それ未満では貸さないという地代要求額は「極めて」大きくなり、「契約期間が特別に短い場合」には地代要求額は「極めて」小さくなる、とも読める内容になっている。とすれば、地代要求額未満での耕作拒否によって生じる絶対地代額を、「極めて小さい」とばかり規定する必要は必ずしもないだろう。

総じて。土地所有の力の質的限界にその根拠を持つ地代低下圧力は確かに存在する、だが、同時に、地代を上昇させる逆の力、特に将来の市況が良くなるという予想が広がっている時には強くなる、逆の力も存在するのであって、前者の存在のみから絶対地代は無限にゼロに近づくと考えるべきではないだろう。

## B. 土地所有の力に対する量的制限

〔1〕絶対地代は、土地所有者の一部が土地所有の力を発揮して耕作を拒否しているが故に、そのために供給量が制限されているが故に生じる。このことは、供給量が増大すれば、土地所有の力によって上昇した市場価格は低下し、絶対地代額は減少することを意味している。それ故に、供給量の増大は、土地所有の力を量的に制限することになる。

ところで、この供給量の増大には、三つの場合がある。第一に、優等地および最劣等地の不耕作地の耕作による供給の増大。第二に、生産性が、一般的市場状態における最劣等地（今までの例ではⅣ）に続く生産性の土地（例えば、土地等級Ⅴの土地）の耕作による供給の増大。第三に、既耕作地への追加投資による供給の増大。以下、各々について見ていこう（主要には、第三のケースが問題となる）。

〔2〕第一の量的制限、優等地および最劣等地の不耕作地の耕作のケース。表Bの絶対地代1アール当たり40円という額は、優等地または最劣等地からの小麦の供給が400kgほど（表B-Iで言えば、Ⅳの50アール分。それだけの供

給がなされれば、絶対地代は、表B'と同様にゼロになる）制限されているが故に、特定地代額未満では耕作させないという土地所有者の耕作拒否によって制限されているが故に生じている。だが、本節のAでも述べたように、この耕作拒否に対しては、土地所有の力の質的限界が作用する。そして、一部の土地所有者が地代要求を引き下げれば、不耕作地の一部は耕作され、供給の増大がなされ、その結果、市場価格は低下し、絶対地代額は減少することになる。この土地所有の力に対する量的制限は、貸さない限りは地代が得られないという土地所有の力の「矛盾」にさらされている土地所有者が多いほど、その面積が大であるほど、すなわち、その不耕作地からの供給力が大であるほど、大きい。

〔3〕第二の土地所有の力に対する量的制限、一般的市場状態における最劣等地（Ⅳ）に続く生産性の土地（Ⅴ）の耕作のケース（表Cのケース）。

ここでも、諸論者と共通の議論が可能なように、表B-Iの状態（最劣等地の耕作拒否によって絶対地代が成立している場合）との比較において考察しよう。表B-Iの場合には、等級Ⅳの土地200アールの内の150アールの土地所有者が40円以上の地代を要求して耕作を拒否していた。ところが、今まで40円以下の地代で耕作を許していた土地所有者の一部が、何らかの事情から地代要求額を上げ、40円を超える地代額でないと耕作を許さないという行動を取るようになると、Ⅳの耕作面積の減少、それ故のⅣからの供給量の減少、小麦の総供給量の減少、その結果としての市場価格の上昇が生じる。その市場価格の上昇（例えば、85円への上昇）によって、Ⅳの第一次投資より劣る生産条件、今までは平均利潤も得られなかったので投資の対象とならなかったそれへの投資が可能になると、資本家はその投資を行うようになる。既耕作地への追加投資（例えば、Ⅱへの1アール当たり500円の第二次投資、収穫量1アール当たり7kg、そこでの1kg当たり個別的生産価格85 5/7

円)よりも、IV以下の生産性の土地への第一次投資(例えば、土地等級Vの土地、1アール当たり500円の第一次投資、収穫量1アール当たり7.2kg、個別的生産価格1kg当たり83 1/3円)の方が生産性が高く、その投資によって要求される地代額を支払っても平均利潤が得られるならば、資本家は、Vの耕作を行う(既耕作地への追加投資の方が、最劣等地以下の生産性の土地の耕作よりも生産性が高いケースは、次項〔4〕で問題とする)。

その結果、例えば、次のような状態となる(表C参照)。<sup>①</sup>IVの内、地代要求額が80円以下(1kg当たり超過利潤=市場価格85円-個別的生産価格75円=10円、1アール当たり超過利潤80円)の土地が20アール、地代要求額が80円以上の土地が180アール、<sup>②</sup>Vの土地200アールの内、地代要求額が12円(1kg当たり超過利潤=市場価格85円-個別的生産価格83 1/3円=1 2/3円、1アール当たり超過利潤12円)以下の土地が20アール、地代要求額が12円以上の土地が180アール、とすれば、<sup>③</sup>IVの20アール、Vの20アールが耕作され、小麦の総供給量が9504kg(I・II・IIIより9200、IVの20アールより160、Vの20アールより144)になった時に、市場価格85円で需給は調整されることになる。表Bの場合には、総供給量が9600kgで、市場価格は80円であったが、今度の場合は、総供給量が9504kgに減少し、同じ需要力の下では、市場

価格はその供給量に需要量を調整するように変化し、85円へと上昇しているのである。<sup>④</sup>その結果、土地所有者の耕作拒否による市場価格の上昇によって初めて投資がなされるようになった生産条件の投資(Vの第一次投資)に対しては、1kg当たり1 2/3円の絶対地代に転化すべき超過利潤が生じ、また、一般的市場状態(市場価格75円)の時にも投資可能な生産条件の投資(IVの第一次投資以上の生産性の投資)に対しては、1kg当たり10円の絶対地代に転化すべき超過利潤が生じる<sup>(17)</sup>。(以下、このような状態を、表Cと呼ぶ。)

なお、表Cのような状態は、小麦の総供給量が9504kgの時には成立するものであるが故に、それには、<sup>①</sup>今までの例のように、最劣等地IVの耕作拒否面積が表B-Iの場合より大の場合、<sup>②</sup>最劣等地IVはすべて耕作されているが優等地の耕作拒否面積が表B-IIの場合より大の場合、<sup>③</sup>最劣等地IVと優等地との双方またはいずれか一方の耕作拒否面積が、表B-IIIより大の場合、等がある。また、<sup>④</sup>その<sup>①</sup><sup>②</sup><sup>③</sup>のそれぞれに関して、Vの一部が耕作されている場合(概念的には、表B-IIIに対応)、Vの全てが耕作されている場合(概念的には、表B-IIに対応)とがある。念のために言っておけば、概念的には、表B-Iに対応するケース、すなわち、I~IVの全てが耕作されVのみが耕作拒否をし、その結果表Cの状態になるというケースは存在しえ

(17) 大淵氏も、この点、すなわち、本来の最劣等条件以上の生産性の投資に対しては、1kg当たり同額の絶対地代(市場価格-一般的生産価格)が生じ、それより生産性が劣る投資に対しては、それとは異なる額、それより少ない額の絶対地代(市場価格-その投資の個別的生産価格)が生じるという点を指摘している(参照、「〔補論〕絶対地代試論」, 315頁)。

一応は、これまでの、絶対地代=「人為による制限性」によって上昇した市場価格-一般的生産価格、差額地代=一般的生産価格-個別的生産価格、という規定を守り、「人為による制限性」によって市場価格が上昇したが故に可能となった投資(例えば、Vへの第一次投資)の場合にも、Vの絶対地代は他の投資と同じく1kg当たり10円(市場価格85円-一般的生産価格75円)だが、その差額地代がマイナス8 1/3円(一般的生産価格75円-Vへの第一次投資の個別的生産価格

83 1/3円)なので、Vの地代は1kg当たり1 2/3円になると規定することも可能である。だが、地代が1 2/3円なのにVの絶対地代は10円と規定することには不自然さが残り、また、資本の場合にはマイナスの超過利潤という概念は妥当する(標準以下の生産条件の場合等)が、土地所有者にとってはマイナスの地代(今の場合は差額地代)という概念は、土地所有者が地代を支払うから土地を借りてくれというナンセンスな行動をするということになるので、成立しえない。それ故に、「人為による制限性」による市場価格の上昇の故に投資が可能となった生産条件に対しては、その特殊性を反映して、絶対地代=市場価格-その生産条件の個別的生産価格、という特殊規定が成立すると解し、Vの絶対地代は1kg当たり1 2/3円であると規定することにする。

表C (本来の最劣等地より生産性の低い土地の耕作を伴う絶対地代)

| 土地等級 | 1アール当たり<br>投資資本量 | 1アール当<br>たり収穫量 | 1kg当たり  |         | 1kg当たり<br>一般的生产<br>価格 | 1kg当たり<br>市場価格 | 1アール当たり地代   |      |
|------|------------------|----------------|---------|---------|-----------------------|----------------|-------------|------|
|      |                  |                | 個別的生産価格 |         |                       |                | 一般的<br>差額地代 | 絶対地代 |
| I    | 500+500=1000円    | 14+9=23 kg     | 42 6/7円 | 66 2/3円 | =75円                  | 85円            | 525円        | 230円 |
| II   | 500 円            | 12 kg          | 50 円    |         |                       | 85円            | 300円        | 120円 |
| III  | 500 円            | 10 kg          | 60 円    |         |                       | 85円            | 150円        | 100円 |
| IV   | 500 円            | 8 kg           | 75 円    |         |                       | 85円            | 0円          | 80円  |
| V    | 500 円            | 7.2 kg         | 83 1/3円 |         |                       | 85円            | 0円          | 12円  |

① 面積 (アール), 耕作・投資状態 (アール), 供給量 (kg)

|     | 面 積 | 耕作拒否 | 耕 作 | 第二次投資 | 供 給 量     |
|-----|-----|------|-----|-------|-----------|
| I   | 200 | 0    | 200 | 200   | 2800+1800 |
| II  | 200 | 0    | 200 |       | 2400      |
| III | 220 | 0    | 220 |       | 2200      |
| IV  | 200 | 180  | 20  |       | 160       |
| V   | 200 | 180  | 20  |       | 144       |
| 計   |     |      |     |       | 9504      |

Vは、本来の最劣等地IVより生産性の低い土地

② その他、各等級の耕作拒否面積の様々な組み合わせがある。

③ 表Cの場合、「需要量」(表Bのそれと同じ)との関連で、総供給量9504kgの時、市場価格85円となる。

ない。なぜなら、I~IVの全てが耕作されると市場価格は75円以下となるが故に、Vのみの耕作拒否では、絶対地代は成立しようがないからである。

さて、表Cのような状態となっている場合に、土地所有の力に対する量的制限はどうなっているであろうか。まず、Vからの供給によって、量的制限は増大している。もし、Vの土地所有者の「多く」が、12円の地代での耕作を許すならば、Vの耕作の余地は180アール、供給余力は1296kgあるのだから、IVの耕作拒否面積がさらに増大しようと市場価格は85円以上には上昇しえない。それ故に、絶対地代額は、IVの第一次投資以上の生産性の投資の場合には1kg当たり10円、Vの場合には1kg当たり1 2/3円に「制限」されることになる。この土地所有の力に対する第二の量的制限は、①一般的市場状態の場合の最劣等条件 (IVの第一次投資) とそれに生産性が続く生産条件 (Vの第一次投資) との個別的生産価格の差が小であるほど、②Vの土地所有者の地代要求額が小であるほど、③Vの面積が大であるほど、強くまたは大きく作用

する。

さらに、前項で述べた第一の量的制限も増大している。表B-Iの場合には、IVの耕作拒否面積は150アールだったが、表Cの場合には、それは、180アールに増大している。第一の土地所有の力に対する量的制限、すなわち、耕作拒否をし土地所有の力の質的限界にさらされている土地所有者の所有する土地からの供給量増大の余地、はそれだけ増大しているからである。

だが、これまで述べてきた土地所有の力に対する第二の量的制限は、その性格上、第一の量的制限と同質のものでしかない。区別は、一般的市場状態の場合にはなされないはずのVの耕作による供給増大がある、という区別、「一般的市場状態」を想定する者から与えられた区別であって、不耕作地からの供給増大の余地が存在するという意味では何らの区別もないからである。事実、優等地と最劣等地がともに耕作拒否をしているが故に絶対地代が成立している場合、すなわち、表B-IIIの場合 (IIIとIVの一部の耕作拒否の場合) と、表Cの場合 (IVとVの

一部の耕作拒否の場合)とは、土地所有者および資本家の行動にとっては何らの質的区別もない。表Cの場合には、本来の最劣等地と本来は耕作がなされないはずの劣等地の一部が耕作を拒否しているのだが、それは、現在の耕作状況のもとでは、優等地と最劣等地(現在耕作されている土地種類のなかでは優等な土地と最も劣等な土地)の一部が耕作を拒否をしているということを意味しており、その点では、表B-IIIの場合、すなわち、優等地と最劣等地がともに耕作拒否をしている場合と同様であるからである。

以下、次項では、土地所有の力に対する第三の量的制限、今まで述べてきた量的制限とはその性格を異にするそれについて考察するが、その前に、本項での論述を踏まえると優等地の耕作拒否による絶対地代の成立を認めざるをえないという点について述べておこう。

大内氏は、そして、留保部分を残してだが日高氏も、一方で優等地の耕作拒否はないとしつつ、他方、最劣等地に続く生産性の土地からの供給によって最劣等地の絶対地代が制限されるとしている(参照、大内『経済原論(下)』、587-8頁、日高『地代論研究』、396頁)。この自説否定的含意に注意されたい。本来の最劣等地IVの一部が耕作拒否の状態にある時に、他方では生産性がそれに続く土地の耕作がなされているということは、本来は最劣等地だが現在耕作されている土地種類の内では優等地、Vに比較すれば優等地である土地の一部が耕作拒否をしているということを意味する。また、Vの絶対地代はIVの一部その耕作拒否故に生じたものである。とすれば、優等地の耕作拒否・耕作制限が存在することを認めざるをえず、そして、その延長として、優等地の耕作拒否によって絶対地代が成立しうることを認めざるをえないだろう。

別の言い方をしよう。表Cの場合には、本来の最劣等地IVの土地所有者の一部が、表Bの場合の絶対地代額40円ではなく、それ以上の地代、80円以上の地代を要求しているが故に、現在の

耕作状況の下での最劣等地Vに12円の絶対地代が成立している。この事態をありうることとして認めるならば、同時に、優等地IIIの一部が差額地代額150円以上の地代(例えば、200円以上)の地代を要求し、その結果優等地の耕作の制限が生じ、その結果、最劣等地IVに40円の絶対地代が成立する場合、すなわち、表B-II・IIIのような場合、もありうるということを認めざるをえなくなる。自分の要求している地代が、絶対地代なのか差額地代なのかは土地所有者にとっては分かりもしないし、また、分かる必要のないこと・どうでもいいことであり、現在の耕作状況の下での優等地IVに、40円ではなく80円以上の地代要求故に耕作拒否をしている土地所有者が存在するとすれば、優等地IIIに、150円ではなく200円以上の地代要求故に耕作拒否をしている土地所有者がいてもよいことになるからである。

〔4〕土地所有の力に対する第三の量的制限。既耕作地への追加投資による供給の増大のケース。以下問題にするのは、マルクスが指摘し、大内・日高氏が絶対地代の「上限」を決めるものとして位置づけているものである。

大内・日高両氏の説との対照を可能とさせるため、まずは、最劣等地の耕作拒否のみを想定し、表B-Iの状態からの変化という形で考察しよう。表B-Iの場合には、最劣等地IVの内の150アールが耕作を拒否しており、その結果、市場価格80円、1kg当たりの絶対地代が5円となっていた。ところが、なんらかの事情で、地代要求の引き上げ、そのための耕作拒否面積の増大、総供給量の減少が生じると、市場価格は上昇する。そして、先の例とは異なって今度は、IVへの第一次投資に続く生産性の生産条件が、IV以下の生産性の土地への第一次投資(例えば、V'への1アール当たり500円の第一次投資、収穫量1アール当たり6kg、個別的生産価格1kg当たり100円)ではなく、既耕作地への追加投資(例えば、既耕作地IIへの1アール当たり500円の第二次投資、収穫量1アール当たり7kg、個別的生産価格85 5/7円)であるとすると、

市場価格が上昇し85 5/7円以上になると、既耕作地への追加投資がなされ、そこからの供給によって、土地所有の力は、そして、絶対地代額は量的制限を受けることになる。

この既耕作地への追加投資による供給増大、土地所有の力に対する第三の量的制限は、今まで述べてきた量的制限とその性格を異にしている。第一の量的制限も第二の量的制限も、ともに不耕作地の耕作、それによる供給の増大であった。この供給の増大は、確かに土地所有の力を量的に制限する。だが、その制限が作用するのは、土地所有の力の矛盾・質的限界の故に、いままで耕作拒否をしていた土地所有者（先の表Cの場合のVの内の不耕作地180アールの土地所有者も、1アール当たり12円未満の地代では貸さないという行動をとっている限りは、耕作拒否をしている）が地代を引き下げるといふ行動を介してである。そのことは、同時に、現在耕作拒否をしている土地所有者がさらに耕作拒否を続ける場合がありうること、さらには、今まで耕作を許していた土地所有者の一部が高い地代要求を提示して耕作を拒否する場合がありうることを意味する。すなわち、この土地所有の力に対する「量的制限」を、土地所有の力の発揮の「量的増大」を通じて、「量的に制限・克服」することが可能であるということの意味している。事実、表B-Iの状態（IVの絶対地代40円）から表Cの状態（IVの絶対地代80円）への変化は、第一の意味での量的制限を土地所有の力の発揮の増大を通じて克服していることを意味する。また、表Cの状態からさらに、例えば、Vの耕作拒否面積の拡大が生じ、それ故の供給減少によって市場価格が83 1/3円以上になり、その結果IVの絶対地代が80円を超える値になる場合を想定することが可能だが、その場合には、第二の意味での量的制限をVの土地

所有の力の発揮の増大を通じて克服しているのである。

だが、既耕作地への追加投資の場合、土地所有の力に対する第三の量的制限の場合は、そうはならない。土地所有者は、そもそも耕作を拒否する、それ故に、第一次投資をさせない、という行動をとることはできるが、それが土地の豊度を低下させるようなものでない限りは、既に貸し付けた土地の資本家による使用に対してはそれを制限するなんらの権限も持っていない。それ故に、資本家は、その投資から平均利潤以上の利潤が得られる限りは、既に借りている土地にフリーに（タダで）追加投資をすることができる。総じて、土地所有の力は、貸す貸さない、耕作させるさせない、第一次投資を許す許さないという形で発揮しうるのみであり、それは、既耕作地への追加投資に対しては何らの力も持っていないのである<sup>(18)</sup>。

この土地所有の力からフリーな追加投資の存在、それによる供給の増大は、市場価格の低下、それ故の絶対地代の減少をもたらす。詳論しよう。

①表B-Iの場合以上にIVの耕作拒否面積が増大し、市場価格が85 5/7円以上になると、平均利潤以上の利潤が得られるので、IIへの追加投資（第二次投資）がなされることになる。そして、それによる供給増大を通じ、市場価格は85 5/7円以下への下落の圧力を受ける。たとえ、表B-Iの場合の80円から現在の85 5/7円への市場価格の上昇、それ故の絶対地代の増大という事態を踏まえて、IVの土地所有者の間に「市況が良くなるという予想」が広がり、IVの一部の土地所有者の地代要求額が上昇し、その結果、IVの耕作拒否面積が増大し、IVからの供給が減少したとしても、<それを上回る供給>(<……>を付した意味については次のCで後述)

(18) もちろん、追加投資を制限する力を土地所有は持っていないといっている訳ではない。土地所有者は、契約更新の時、追加投資だけを切り離して拒否することは出来ないが、耕作そのもの、第一次投資を拒否することによって、それへの「追加」という形でなされる

しかない第二次投資、第三次投資等を拒否することはできる。だが、借地期間中の追加投資、すでに第一次投資がなされている土地、すなわち、「既耕作地」への追加投資に対し、土地所有者は何らの権限も振るうことはできない。



がIIへの追加投資によってなされると、市場価格は85 5/7円以上には上昇しえず、IIへの追加投資の増大とともにそれ以下への下落圧力を受けることになる。

②この事態、すなわち、市場価格が85 5/7円以上には上昇せず、さらにはそれ以下に低下する、という事態は、市況が良くなるという予想から土地所有の力の質的限界に耐えつつ高い地代額を提示し耕作拒否を続けてきた土地所有者の予想に打撃を与える。とすれば、以下、予想の訂正による地代要求額の引き下げ、それによる耕作面積の増大・供給の増大、それによる市場価格の低下・絶対地代の減少、それによる土地所有者間でのさらなる地代引き下げ競争の激化、それによる耕作面積のさらなる拡大、さらなる市場価格の低下、さらなる絶対地代の減少等々、本節のAで述べた「土地所有の力の質的限界」に基づく地代引き下げ圧力が作動することになる。つまり、既耕作地IIへの追加投資による供給増大という第三の意味での土地所有の力に対する量的制限は、正確にはその影響は、たとえその追加投資からの供給がなくなっても続くことになる。最初のIIへの追加投資による供給が土地所有の力の質的限界にその根拠を持つ地代引き下げ競争をもたらすならば、市場価格が85 5/7円未満となり、その結果、IIへの追加投資が引き上げられたとしても、IVの不耕作地への耕作拡大は続き、その供給増大（第一の意味での量的制限の作動）を通じての市場価格の下落・絶対地代の減少も続くことになるからである。

第一の意味での量的制限の場合も、そして、第二の意味での量的制限の場合も、その耕作拒否をしている優等地および最劣等地の耕作による供給増大、または、本来の最劣等地以下の生産性の土地からの供給増大が、地代引き下げ競争の口火を切るならば、この②で述べたことは同様に妥当する。だが、それは、土地所有の力を発揮しうる土地の土地所有者が土地所有の力の発揮を諦めるということによって生じるものであるが故に、これも、本節のAで述べたこと

だが、何らかの事情で土地所有の力の発揮が増大し、その地代引き下げ競争が引き上げ競争へと反転する場合、さらには、その反転によって、その最初の供給増大、それ故の地代引き下げ競争開始時点以上に、耕作拒否面積の増大が生じ、絶対地代も増大する場合があります。だが、第三の意味での量的制限の場合には、土地所有の力の働かない<既耕作地IIへの追加投資の余地がある限り>は市場価格は85 5/7円以上とはならないが故に、その地代引き下げ競争の反転の確率は低く、また、その反転が生じたとしても、市場価格は地代引き下げ競争の開始時点の85 5/7円より上昇するという事は起こりえない。

〔5〕今まで述べてきた、土地所有の力に対する第三の量的制限は、①最劣等地（例えばIV）への第一次投資と既耕作地（例えばII）への追加投資との間の生産性の格差が小さい程強く働き、②その既耕地（II）の面積が大で、それへの追加投資の余地が大であるほど大きく働く。このことは、①生産性の格差が「極めて小」である場合には絶対地代はどうなるのか、②既耕作地への追加投資の余地が「極めて大」である場合には絶対地代はどうなるのか、という問題の検討を我々に迫ることになる。以下、次のC・Dでは、この課題を睨みつつ、土地所有の力の第三の量的制限との関連において問題となる絶対地代の他の形態について論じよう。

### C. 限界投資を伴う絶対地代（表D）

〔1〕今まで、既耕作地への追加投資による、土地所有の力に対する第三の量的制限について述べてきた。この、既耕作地への追加投資が、土地所有の力、および、それによって生み出される絶対地代の量を制限するという事は、マルクス以来数多くの論者によって指摘されてきた。だが、諸論者の多くは気付いていないようだが、既耕作地への追加投資（例えば、IIへの第二次投資）による供給の増大、それによる絶対地代の量的制限を認めるということとは、同時に、限界投資（その時の市場価格で平均利潤が得られるような投資）が存在する場合にも絶対

地代は成立するということを認めるということ、その内容として含んでいる。本節Bの〔4〕で述べた例でいえば、IVの耕作拒否面積の増大によって、市場価格が既耕作地IIの第二次投資の個別的生産価格(85 5/7円)以上に上昇すると、IIへの第二次投資(例えば、IIの8アールへの第二次投資)がなされることになるが、そのことは、IIへの第二次投資という限界投資(市場価格85 5/7円=その個別的生産価格85 5/7円、である投資)が存在する時に、絶対地代(1kg当たり10 5/7円=市場価格85 5/7円—一般的生産価格75円)が成立しているということ、意味するからである<sup>(19)</sup>。

この事態を表で示せば、表Dとなる。表D(正確には表D—I)では次のような状態になっている。①表B—Iの場合に比べIVの土地所有者の一部の地代要求額が高くなり、IVの内、1アール当たりの地代要求額85 5/7円以下の土地は28アール、85 5/7円以上の土地は172アールである。②IIの第二次投資に対しては地代を支払う必要がないので、それは、市場価格が85 5/7円以上となればなされる。③表Bと同じ需要力の下、IVの内の85 5/7円以下の地代要求をしている28アールの耕作による供給、IIの内の8アールへの第二次投資からの供給を合わせ、小麦の総供給量が9480kgとなった時に、市場価格85 5/7円で需給は均衡する。表Bの場合には総供給量9600kgで市場価格は80円、表Cの場合には総供給量9504kgで市場価格85円だったが、表Dの場合には、総供給量が減少し9480kgなので、市場価格は85 5/7円へと上昇しているのである。④市場価格と一般的生産価格(一般的市場状態での最劣等条件、すなわち、IVの第一次投資の個別的生産価格)との差額である「絶対地代に転化すべき超過利潤」は、1kg当たりでは、10 5/7円となり、1アール当たりでは、その土地の収穫量に応じて、IVでは85 5/7円等と

なる。表D(限界投資を伴う絶対地代)の、表B・表Cとの違いは、IIへの第二次投資という「絶対地代を伴うことのない限界投資」が存在するという点にある。表B・表Cの場合には、その時の耕作・投資状況の下での最劣等投資、それぞれ、IVへの第一次投資・Vへの第一次投資、には、「絶対地代に転化すべき超過利潤」が生じていたが、表Dの場合の最劣等投資(IIへの第二次投資)には、超過利潤は生じず、また、それ故に、地代も生じない。

表D(限界投資を伴う絶対地代)の状態をもたらす、各等級の土地の耕作拒否面積の組み合わせ、および、IIの内の第二次投資がなされている面積の組み合わせは、様々でありうる。

①今までの例のように、最劣等地IVのみが耕作を拒否している場合。このケースを、表B—Iの場合と同様に最劣等地の耕作拒否によって絶対地代(今度は、限界投資を伴う絶対地代)が成立しているので、表D—Iと呼ぼう。

②優等地が耕作拒否をし、最劣等地IVは全て耕作されている場合。このケースを、表D—IIと呼ぼう。

③優等地と最劣等地との双方が同時に耕作拒否をしている場合。例えば、IIIの内の75アールの土地所有者が、地代257 1/7円以上を要求して耕作を拒否し、IVの内の115アールの土地所有者が、地代85 5/7円以上を要求して耕作を拒否し、他方、表D—Iの場合(8アールのみ)と異なり、IIの内の50アールに第二次投資がなされている場合。その場合にも、小麦の総供給量は9480kgとなるので、表D—Iの場合と同様に、市場価格は85 5/7円、絶対地代は1kg当たり10 5/7円となる。このケースを表D—IIIと呼ぼう。表Bの説明の時にも言ったことだが(第二節、D、〔1〕項)、表D—IIIのケースが通常の姿であろう。

〔2〕限界投資を伴う絶対地代(表D)の、これまで述べてきた絶対地代(表B、表C)と区別される特徴は、既耕作地への追加投資、すなわち、地代を支払う必要のない投資、土地所有の力からフリーな投資が存在するという点に

(19) 大淵氏(参照、「〔補論〕絶対地代試論」, 316頁等)と伊藤氏(参照、『経済学原理』, 1978年, 93頁, 前第二節, C, 〔7〕項で引用した文)も、限界投資を伴う絶対地代の成立を指摘している。支持すべきだろう。

表D (限界投資を伴う絶対地代)

| 土地等級 | 1アール当たり<br>投下資本量 | 1アール当<br>たり収穫量 | 1kg当たり  |         | 1kg当たり<br>一般的生産<br>価格 | 1kg当たり<br>市場価格 | 1アール当たり地代   |          |
|------|------------------|----------------|---------|---------|-----------------------|----------------|-------------|----------|
|      |                  |                | 個別的生産価格 |         |                       |                | 一般的<br>差額地代 | 絶対地代     |
| I    | 500+500=1000円    | 14+9=23 kg     | 42 6/7円 | 66 2/3円 | =75円                  | 85 5/7円        | 525円        | 246 3/7円 |
| II   | 500+500=1000円    | 12+7=19 kg     | 50 円    | 85 5/7円 |                       | =85 5/7円       | 300円        | 128 4/7円 |
| III  | 500 円            | 10 kg          | 60 円    |         |                       | 85 5/7円        | 150円        | 107 1/7円 |
| IV   | 500 円            | 8 kg           | 75 円    |         |                       | 85 5/7円        | 0円          | 85 5/7円  |

① 面積 (アール), 耕作・投資状態 (アール), 供給量 (kg)

|     | 面積  | 表D-Iの場合 |     |       |           | 表D-IIの場合 |     |       |           |
|-----|-----|---------|-----|-------|-----------|----------|-----|-------|-----------|
|     |     | 耕作拒否    | 耕作  | 第二次投資 | 供給量       | 耕作拒否     | 耕作  | 第二次投資 | 供給量       |
| I   | 200 | 0       | 200 | 200   | 2800+1800 | 0        | 200 | 200   | 2800+1800 |
| II  | 200 | 0       | 200 | 8     | 2400+ 56  | 0        | 200 | 30    | 2400+ 210 |
| III | 220 | 0       | 220 |       | 2200      | 153      | 67  |       | 670       |
| IV  | 200 | 172     | 28  |       | 224       | 0        | 200 |       | 1600      |
| 計   |     |         |     |       | 9480      |          |     |       | 9480      |

  

|     | 面積  | 表D-IIIの場合 |     |       |           | 表D-III'の場合 |     |       |           |
|-----|-----|-----------|-----|-------|-----------|------------|-----|-------|-----------|
|     |     | 耕作拒否      | 耕作  | 第二次投資 | 供給量       | 耕作拒否       | 耕作  | 第二次投資 | 供給量       |
| I   | 200 | 0         | 200 | 200   | 2800+1800 | 0          | 200 | 200   | 2800+1800 |
| II  | 200 | 0         | 200 | 50    | 2400+ 350 | 0          | 200 | 200   | 2400+1400 |
| III | 220 | 75        | 145 |       | 1450      | 144        | 76  |       | 760       |
| IV  | 200 | 115       | 85  |       | 680       | 160        | 40  |       | 320       |
| 計   |     |           |     |       | 9480      |            |     |       | 9480      |

② 表D-I (最劣等地の耕作拒否の場合)

表D-II (優等地の耕作拒否の場合)

・その他, 各等級の耕作拒否面積の組み合わせ, および, IIへの第二次投資がなされている面積の組み合わせは, 様々でありうる。

表D-III (優等地と最劣等地との耕作拒否の場合)

・その他, 各等級の耕作拒否面積の組み合わせ, および, IIへの第二次投資がなされている面積の組み合わせは, 様々でありうる。

表D-III' (表D-IIIの特殊例, IIの全て200アールに第二次投資がなされている場合)

・その他, 各等級の耕作拒否面積の組み合わせは様々でありうる。

③ 表Dの場合, 「需要力」(表B, 表Cのそれと同じ)との関連で, 総供給量9480kgの時, 市場価格は85 5/7円 (=IIへの第二次投資の個別的生産価格)となる。

ある。それは, この絶対地代の存立構造に関し質的差異をもたらすことになる。以下, この限界投資を伴う絶対地代の特異な存立構造について述べよう。

表D-Iでは, その土地所有の力からフリーな投資 (IIへの第二次投資)は, IIの内の8アールになされていると想定している。だが, 市場価格が85 5/7円なので, さらに, IIへの第二次投資が増大し, 表D-IIIの場合のようにIIの内の50アールに第二次投資がなされたたとすると,

表D-Iは書けなくなる, すなわち, 今までの想定を変えない限り, 最劣等地の耕作拒否による「限界投資を伴う絶対地代」は成立しえなくなる。なぜなら, たとえ最劣等地IVの全てが耕作拒否をしたとしても, IIの第二次投資が50アール分なされ, それからの供給量が350kgになると, 小麦の総供給量は9550kg (Iへの第一次投資・Iへの第二次投資・IIへの第一次投資・IIIへの第一次投資からの供給合計9200+IIの内の50アールへの第二次投資からの供給350kg)

となり、そして、同じ需要力の下で、総供給量が9504kgの時の市場価格は85円であった(表Cの場合)のだから、総供給量がそれより増大して9550kgとなればその時の市場価格は85円未満となり、けっして、表D-Iの場合のように、85円より高い値85 5/7円となるはずはないからである。

このことは、単に需給関係からいって、IIへの第二次投資が8アールの時には表D-Iは成立するが、それが50アールになると表D-Iは成立しない、ということ以上の意味を持っている。①既耕作地が<充分大>、それ故に、それへの追加投資の余地が<充分大>である時には、市場価格は、その既耕作地への追加投資の個別的生産価格を「上限」とし、それ以上は上昇しえない、②とすれば、「土地所有の力の質的限界」に根拠を持つ地代引き下げ圧力が作動し、③その結果、限界投資を伴う絶対地代は、経過的存在、一時的存在としてしか存立しえないことになる、等々。詳論しよう。

①本節Bの末で指摘したことだが、既耕作地への追加投資からの供給増大による土地所有の力に対する第三の意味での量的制限は、既耕作地(II)の面積が大で、それへの追加投資の余地が大であればあるほど大きい。そして、既耕作地IIの面積が、そして、それへの追加投資の余地が<充分大>である場合には、同〔4〕項において<……>を付して注意を促しておいたように、「IVの耕作拒否面積が増大し、IVからの供給が減少したとしても」、「土地所有の力の働かない<既耕作地IIへの追加投資の余地がある限り>は市場価格は85 5/7円以上とはならない」、また、「<それ(IVからの供給減少)を上回る供給>がIIへの追加投資によってなされると」、市場価格は、「それ(85 5/7円)以下への

下落圧力を受けることになる」。

市場価格が85 5/7円をその「上限」としそれ以上には上昇しないとすると、絶対地代額も、市場価格が85 5/7円である場合の絶対地代額、すなわち、1kg当たり10 5/7円(市場価格85 5/7円—一般的生产価格75円)をその「上限」とすることになる。そして、IVの土地所有者の内、その「上限」を上回る地代要求、1アール当たり85 5/7円(=1kg当りの絶対地代額10 5/7円×収穫量8kg)を超える地代要求をしている者にはいつまでも借手が見つかず、彼は地代をえられない状態をいつまでも続けざるをえなくなる<sup>(20)</sup>。

②上述したように、市場価格が85 5/7円を「上限」とした運動を示し、IVの1アール当たり絶対地代が85 5/7円を「上限」としそれ以上には上昇しないとすると、これも同〔4〕項で述べたように、土地所有の力の質的限界に基づく地代要求引き下げ競争、それによる供給の増大、その結果としての市場価格の低下、絶対地代の減少が生じることになる。

③市場価格が85 5/7円未満に低下すると、IIへの第二次投資は、今や限界投資ではなくそれ以下の生産性の投資となり、平均利潤も得られないので引き上げられることになる。とすれば、IV等においてなお残っている絶対地代は、もはや「限界投資を伴う絶対地代」ではないことになる。

総じて、既耕作地の追加投資からの供給能力が<充分大>である場合には、限界投資を伴う絶対地代は、その供給能力の単なる一部が発動されたに過ぎない段階(表D-Iの場合には、IIの200アールの内、単に8アールにのみ第二次投資がなされている段階)において、経過的・一時的に存立しうるに過ぎないのである。

(20) その時の実際の投資状況の下では、この絶対地代の「上限」額、すなわち、市場価格85 5/7円と一般的生产価格75円との差額は、実際の投資の内での最劣等条件(IIへの第二次投資)の個別的生産価格85 5/7円と、実際の投資の内での優等条件(IVへの第一次投資)の個別的生産価格75円との差額でもあるので、形態のみを見れば、一般的差額地代、より正確には差額地代第

II形態と類似している。その点に、日高氏が、「第四級地が耕作にはいるときの絶対地代の上限は、今後(需要が増大した時に……引用者)成立するはずの最劣等地の差額地代(「第二形態の差額地代」)……引用者)によってあたえられる」(『経済原論』, 211頁)と述べる理由もある。

〔3〕前項では、既耕作地への追加投資(Ⅱへの第二次投資)からの供給が<充分大>である場合には、表D-Iは成立しないということを述べた。ところで、<充分大>であるかどうかということは、相対的な問題である。例えば、表D-Iの場合には、すなわち、最劣等地のみの耕作拒否の場合には、土地所有の力を発揮しうる土地(Ⅳ)からの供給制限可能量は1600kgであり、さらには、Ⅳから280kg以上の小麦が供給され総供給量が9480kg(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲからの供給量9200kg+280kg)以上になると市場価格は85 5/7円以下に下落するのだから、市場価格を85 5/7円以上に維持するのに役立つ供給制限可能量は280kgであるが、その供給制限量に比較し、Ⅱへの8アール分の第二次投資からの供給量56kgは<まだ小>だが、Ⅱへの50アール分の第二次投資からの供給量350kgは<充分大>だったのである。このことは、同時に、Ⅱへの第二次投資からの供給量に比較し、土地所有の力の発揮を通じて制限している供給量が<大>であれば、限界投資を伴う絶対地代は成立するというを意味している。表D-Ⅲが、それである。

表D-Ⅲの場合、すなわち、優等地と最劣等地がともに耕作拒否をしている場合には、その土地所有の力が及ぶる土地は広く(優等地+最劣等地は、当然最劣等地より広い)、また、優等地は同じ1アールの耕作拒否によってより多くの供給を制限する(例えば、最劣等地Ⅳの1アールからの供給量8kg<優等地Ⅰの1アールからの供給量23kg)が故に、その供給制限量は、Ⅱの50アール分の第二次投資からの供給量350kgに比較し、<充分大>となりうるのである。

さらに、この点を拡張すると、表D-Ⅲの内、Ⅱへの第二次投資の全てがなされたケース(これを、表D-Ⅲ'と呼ぶ)を考えることもできる。表D-Ⅲの状態から、市場価格が85 5/7円なので、Ⅱの内の第二次投資がなされている土地面積が50アールからⅡのすべて200アールに増大したとしても、他方、例えば、Ⅲの内の地

代257 1/7円以上を要求して耕作拒否をしている面積が、75アールから144アールに増大し、Ⅳの内の地代85 5/7円以上を要求し耕作拒否をしている面積が115アールから160アールに増大すると、総供給量は、表D-Ⅲと同じく9480kgとなるが故に、市場価格は85 5/7円、絶対地代は1kg当たり10 5/7円となる。

〔4〕これまで、土地所有の力によって制限される供給量が、<大>である場合には、既耕作地への追加投資の余地が<大>であっても、限界投資を伴う絶対地代は成立するというを明らかにしてきた。だが、その存続可能性についてはどうであろうか。

表B-Ⅲ、から、表D-Ⅲへ、さらに、表D-Ⅲ'へと、いう形で事態が変化してきたと考えよう。表B-Ⅲの状態より、何らかの原因でⅢ・Ⅳの土地所有者の一部の地代要求額が上昇し、耕作拒否面積の拡大、それによる総供給量の減少が生じ、その結果として市場価格は上昇してきた。(Ⅲ・Ⅳの耕作拒否面積の拡大のみならず、Ⅰの一部の耕作拒否も追加して考えることもできる。ただ、Ⅱはフリーな追加投資が可能な土地であると想定されているが故に、それは、既耕作地、借地期間中の土地であるとする。それ故に、Ⅱの耕作拒否はないものとする。)そして、その上昇した市場価格が85 5/7円以上になると、Ⅱへの第二次投資、さらには、その拡大がなされることになる。そこからの追加供給を上回る耕作拒否面積の増大・供給減少がなされ続けるならば、市場価格は85 5/7円以上という水準を維持しうる(例えば、Ⅱへの第二次投資が50アールなされているという表D-Ⅲの場合)。だが、市場価格が85 5/7円以上である限りは、Ⅱへの第二次投資は、一般的差額地代の場合とは違った意味でだが市場調整的生産条件という面を持っているが故に、さらなる追加投資の増大・それによる供給の増大は続く、そして、その供給増大によって市場価格は85 5/7円以下への下落圧力を常に受け続けることになる。それでもなお、市場価格は85 5/7円以上の値にとどまりうるといえるだろうか。

論点を整理しよう。①IIへの第二次投資が1アールから200アールにまで拡大し続ける間、それ故に、追加供給が1400kgまで増大し続ける間、それに対応したIII・IV・(+I)の耕作拒否面積の拡大が続き、IIへの第二次投資からの追加供給量と同じ、または、それを上回る量の、III・IV・(+I)からの供給減少が続く、と考えることははたして可能であろうか。②たとえそれが可能であり表D-III'の状態(IIへの追加投資がそのすべて200アールになされた状態)になったとした場合に、III・IVでの、土地所有の力の限界にさらされつつなされている「供給制限」量2720kg(IIIの内の耕作拒否部分144アールからの供給能力1440kg+IVの内の耕作拒否部分160アールからの供給能力1280kg)と、IIへの第二次投資、土地所有の力からフリーな投資からの「追加供給」量1400kgとを比較した時、はたして、供給制限量は<充分大>であるというのだろうか。また、前者の供給制限量が大きければあるほど、土地所有の力に対する第一の意味での量的制限(耕作拒否をしている土地の耕作による供給増大の可能性)は大きくなるという点にも注意を払う必要がある。この点に関しては、I・III・IVの供給能力8400kgの内、2720kgが「供給制限」の下にあるという状態が、それも土地所有の力の質的限界にさらされている土地所有者の下でのそれが、はたして可能かという点が問題となる。③たとえ以上のことが可能であったとしても、市場価格が85 5/7円から大きくは上昇しえないということは確かである。とした場合、そもそもの初めに想定した「何らかの原因でIII・IVの土地所有者の一部の地代要求額が上昇し」という想定に変化が生じてくる。その何らかの原因が、市場価格の80円(表B-IIIの場合)から85 5/7円(表D-IIIの場合)への上昇、絶対地代の1kg当たり5円から10 5/7円への上昇ということ、それによる土地所有者の将来に対する強気の予想だったとすると、市場価格が85 5/7円から大きくは上昇しえないという事実は、その予想に打撃を与える。そして、土地所有の力の質的限界に基づく地代

要求引き下げ競争が開始されることになる。とすれば、供給増大、それ故の市場価格の85 5/7円未満への低下が生じ、表D-III'はもちろん、表D-IIIも不可能となるだろう。そして、市場価格が85 5/7円未満となったが故に、IIへの第二次投資のすべてが引き上げられるとすれば、なお絶対地代が残るとしても、それは、もはや「限界投資を伴う絶対地代」ではないことになる。

これまでの展開を通じ、既耕作地への追加投資の余地が<大>であれば、限界投資を伴う絶対地代が成立したとしても、その既耕作地への追加投資からの供給増大(土地所有の力に対する第三の意味での量的制限)、および、それを起因とした地代低下圧力の作動により、市場価格はその追加投資の個別的生産価格以下に低下し、その結果、限界投資を伴う絶対地代は消滅するという事を明らかにしてきた。だが、そのことは、もし既耕作地への追加投資の余地が<小>であったらどうなるのか、という問題に我々を誘(いざな)うことになる。その場合には、「既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代」が成立することになる。以下、次のDでは、その点を問題としよう。

#### D. 既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代(表E)

[1] これまでは、土地所有の力からフリーな投資が問題となるIIの土地面積を200アール(I+III+IVの3分の1弱)と想定してきた。その面積がその10%、20アールだったら事態はどうなるであろうか。または、今までの例の数値との対応を可能にさせるためにそうするのだが、等級IIの土地は、土地の性質が異なるA・B二つの種類の土地からなり、両者は第一次投資500円に対する生産性は同じだったが、II A (IIの内の20アール)に対し500円の第二次投資がなされた場合には1アール当たりの収穫量7kg(個別的生産価格85 5/7円)であるのに、II B (IIの内の180アール)への第二次投資が

表E (既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代)

| 土地等級 | 1アール当たり<br>投資資本量 | 1アール当<br>たり収穫量 | 1kg当たり  |         | 1kg当たり<br>一般的生産<br>価格 | 1kg当たり<br>市場価格 | 1アール当たり地代   |      |
|------|------------------|----------------|---------|---------|-----------------------|----------------|-------------|------|
|      |                  |                | 個別的生産価格 |         |                       |                | 一般的<br>差額地代 | 絶対地代 |
| I    | 500+500=1000円    | 14+9=23 kg     | 42 6/7円 | 66 2/3円 |                       | 88円            | 525円        | 299円 |
| II A | 500+500=1000円    | 12+7=19 kg     | 50 円    | 85 5/7円 |                       | 88円            | 300円        | 172円 |
| II B | 500 円            | 12 kg          | 50 円    |         |                       | 88円            | 300円        | 156円 |
| III  | 500 円            | 10 kg          | 60 円    |         |                       | 88円            | 150円        | 130円 |
| IV   | 500 円            | 8 kg           | 75 円    |         | =75円                  | 88円            | 0円          | 104円 |

II Aへの第一次投資に対する絶対地代は、156円 (1kg当たり絶対地代13円×収穫量12kg)。

第二次投資に対する絶対地代は、16円 (1kg当たり絶対地代2 2/7円×収穫量7kg)。

① 面積 (アール), 耕作・投資状況 (アール), 供給量 (kg)

|      | 表Eの場合 (II Aの面積20アール) |      |     |       |           | 表E'の場合 (II Aの面積200アール) |      |     |       |           |
|------|----------------------|------|-----|-------|-----------|------------------------|------|-----|-------|-----------|
|      | 面積                   | 耕作拒否 | 耕作  | 第二次投資 | 供給量       | 面積                     | 耕作拒否 | 耕作  | 第二次投資 | 供給量       |
| I    | 200                  | 0    | 200 | 200   | 2800+1800 | 200                    | 0    | 200 | 200   | 2800+1800 |
| II A | 20                   | 0    | 20  | 20    | 240+140   | 200                    | 0    | 200 | 200   | 2400+1400 |
| II B | 180                  | 0    | 180 |       | 2160      | 0                      |      |     |       |           |
| III  | 220                  | 70   | 150 |       | 1500      | 220                    | 148  | 72  |       | 720       |
| IV   | 200                  | 110  | 90  |       | 720       | 200                    | 170  | 30  |       | 240       |
| 計    |                      |      |     |       | 9360      |                        |      |     |       | 9360      |

② 表E (既耕作地への追加投資の余地が小の場合)

・その他, 各等級の耕作拒否面積の組み合わせは, 様々でありうる。

表E' (表Eの特殊例, 既耕作地への追加投資の余地が大の場合)

・その他, 各等級の耕作拒否面積の組み合わせは, 様々でありうる。

③ 表Eの場合, 「需要力」(表B, 表C, 表Dのそれと同じ)との関連で, 総供給量9360kgの時, 市場価格は88円となる。

なされた場合には1アール当たりの収穫量6kg (個別的生産価格100円)であるとすると事態はどうなるであろうか。

その場合には, II Aの全ての土地20アールへの第二次投資がなされたとしても, そこからの供給量は140kgであり, それは, 表D-IIIの場合の供給量350kg (7kg×50アール)より少なくなる。とすれば, 同じ需要力の下, 総供給量9480kgの時には市場価格は85 5/7円だった (表D-IIIの場合)のだから, 今度の場合には, 市場価格は85 5/7円を超えて, すなわち, IIへの第二次投資の個別的生産価格を超えて上昇することになる。

この事態を表で示せば, 例えば, 表Eとなる。そこでは次のような状態になっている。①例えば, IIIの内の70アールの土地所有者は1アール当たり280円以上の地代要求をしており, 150アールの土地所有者は280円以下の地代要求をし

ている。IVの内の110アールの土地所有者は104円以上の地代要求をし, 90アールの土地所有者は104円以下の地代要求をしている。(この表Eの場合のIII・IVの土地所有者の地代要求の分布が表D-IIIの場合のそれと同じだとすると, IIIの内の5アールの土地所有者の地代要求は257 1/7円以上280円以下であり, IVの内5アールの土地所有者の地代要求は85 5/7円以上104円以下であった, ということになる。)②市場価格はII Aへの第二次投資の個別的生産価格85 5/7円を超えた値となっているので, II Aの全ての土地20アールに第二次投資がなされる。③ (II Aへの第二次投資からの供給140kgがなされた後も, なお, 市場価格が85 5/7円より高いとすると, III・IVの不耕作地の内の地代要求が低い土地が採算にのることになるのでそこに耕作が広がる。)そして, 総供給量が9360kg (表D-IIIと比較した場合, IIの50アールへの第二次投

資からの供給350kgと比較し210kgの減少、Ⅲの不耕作地5アールへの耕作の拡大から50kgの増大、Ⅳの不耕作地5アールへの耕作の拡大から40kgの増大、全体で表Dの9480kgより120kgの減少)の時に需給が均衡するとすると、市場価格は、総供給量9480kgの時より高い値、例えば、88円となる。〔なお、上述の(……)内の叙述は、表D-Ⅲと表Eとの比較対照を考慮して、Ⅲ・Ⅳの土地所有者の地代要求の分布を同一と仮定した場合に生じることであり、それを抜いても論旨には変わりはない。〕

市場価格は88円なので、一般的市場状態(市場価格75円)の時にも投資可能であった投資(Ⅳへの第一次投資以上の生産性の投資)には、1kg当たり13円(市場価格88円-一般的生産価格75円)の絶対地代に転化すべき超過利潤が生じ、土地所有者による耕作拒否、それによる供給制限によって市場価格が上昇したが故に投資が可能となった投資(ⅡAへの第二次投資)には、1kg当たり2 $\frac{2}{7}$ 円(市場価格88円-ⅡAへの第二次投資の個別的生産価格85 $\frac{5}{7}$ 円)の絶対地代に転化すべき超過利潤が生じている。表Dの場合(限界投資を伴う絶対地代)の場合には、その時の投資状況の下での最劣等投資(既耕作地への追加投資)は限界投資であり、そこには絶対地代は生じていないのに、表Eの場合には、その投資に対しても絶対地代が生じている。

〔2〕以前に(本節Cの〔2〕項で)述べたように、既耕作地への追加投資の供給能力が<充分大>であれば、市場価格はその個別的生産価格を「上限」としそれ以上には上昇しえず、また、それ故に、絶対地代額も、その市場価格(=既耕作地への追加投資の個別的生産価格)-一般的生産価格(=本来の最劣等投資の個別的生産価格)、をその「上限」とし、それ以上には上昇しえないことになる。だが、それは、既耕作地への追加投資の供給能力が<充分大>である場合に生じることであって、一般的に言えることではない。既耕作地への追加投資の供給能力が<小>であれば、市場価格がその

個別的生産価格に「上限」を画されることなく上昇する場合、それ故に、絶対地代額も、その個別的生産価格-一般的生産価格、に「上限」を画されることなく増大する場合がありますのである。表Eのケースがそれであり、それ故に、我々はこの絶対地代を「既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代」と呼ぶことができるだろう。

この、既耕作地への追加投資に「上限」を画されること「のない」絶対地代(以下、「上限のない絶対地代」と略記する)は、既耕作地への追加投資の供給能力が<小>である場合に成立するものである。確かに、紙の上では、その供給能力が<大>である場合も、「上限のない絶対地代」が成立する場合を考えてみることはできる。例えば、Ⅱが全てⅡAであり(以下、区別がなくなるので、ⅡAをⅡと呼ぶ)、その既耕作地Ⅱの200アールの全てに追加投資(=第二次投資)がなされた場合にも「上限のない絶対地代」が成立しているケース(以下、表E'と呼ぶ)を考えることはできる。表D-Ⅲ'の場合には、既耕作地Ⅱの全て200アールに第二次投資がなされ、市場価格は85 $\frac{5}{7}$ 円となっていた。その後何らかの事情で、Ⅲ・Ⅳの耕作拒否面積が増大し、例えば、Ⅲ・Ⅳの耕作拒否面積がそれぞれ148アール・170アール(表D-Ⅲ'の場合には、それぞれ、144アール・160アール)になると、総供給量は表Eと同じく9360kgとなるので、市場価格は88円となり、例えば、Ⅳには、1kg当たり13円の「上限のない絶対地代」が成立することになる。だが、以前に(C,〔4〕項で)述べたように、その現実的な存立可能性は薄い。Ⅱへの第二次投資の供給能力が<大>である場合には、市場価格がその個別的生産価格85 $\frac{5}{7}$ 円を「上限」としないまでも追加供給が続く間はそれ以上には大きく上昇しえず、そのことは、地代の上昇予想に打撃を与え、その結果、土地所有の力の質的限界に基づく地代要求引き下げ競争の開始、耕作拒否面積の縮小、供給の増大、それによる市場価格の下落、が生じ、「上限のない絶対地代」(市場価格



88円の状態)が成立しえないのみならず、「限界投資を伴う絶対地代」(市場価格85 5/7円の状態)も一時的・経過的存在にとどまり、市場価格の85 5/7円未満への下落とともに成立しえなくなるからである。

このこと、すなわち、市場価格が既耕作地への追加投資の個別的生産価格の周辺に長くとどまるということが土地所有の力の質的限界に基づく地代要求引き下げ競争を引き起こす、ということは、同時に、既耕作地の追加投資の供給能力が<小>の場合も、限界投資を伴う絶対地代は、一時的・経過的存在のみ成立しうるものであるということの意味している。すなわち、限界投資を伴う絶対地代は、既耕作地の追加投資の供給能力が<大>の場合には、一時的・経過的存在のみ成立し、その後消滅する(絶対地代は減少する)のに対し、既耕作地の追加投資の供給能力が<小>の場合には、一時的・経過的存在のみ成立し、その供給能力の全てが発揮された後には、「既耕作地の追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代」が成立する(絶対地代は増大する)ことになるのである。

[3] 既耕作地の追加投資(例えば、II Aへの第二次投資)の供給能力が<小>である場合には、既耕作地の追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代が成立するということは、「上限」を画されることはないのだから、市場価格は表Eの88円を超えて上昇するということを意味している。とすれば、その市場価格の上昇とともに、II Aへの第二次投資にその生産性が続く諸投資がなされるようになったケースを考えることができる。①II Aへの第二次投資に生産性が続く投資が、IV以下の生産性の土地(例えば、V')への第一次投資である場合……「上限のない絶対地代」と「本来の最劣等地より低い生産性の土地の耕作を伴う絶対地代」との重合、②その投資が既耕作地への追加投資である場合……直接には、「上限のない絶対地代」と「限界投資を伴う絶対地代」との重合、その投資の供給能力もまた<小>の場合には、二種類の既耕作地への追加投資に「上限」

を画されることのない絶対地代の成立、③①と②の各々に関し、さらに生産性の低い土地への第一次投資、さらに生産性の低い、既耕作地への追加投資がなされる場合等々、様々なケースを考えることができる。それらのケースについて詳論する必要はないだろう。なぜなら、表B-I・III、および、表Cは、一般的市場状態を想定すればIVが本来の最劣等地だ、という点を除けば、既耕作地への追加投資(Iへの第二次投資)がすでに全てなされているという点と、現実の耕作状況の内での最劣等地(表Bの場合はIV、表Cの場合はV)の耕作を伴っているという点においては、①と同質である、表D・表Eも、同様の意味において②と同質である、等、今までの展開の繰り返しとなるにすぎないからである。

[4] 我々が、「既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代」を説くのは、単に、論理的に展開すれば、そのような絶対地代の成立を認めざるをえないという理由からだけではない。その理由は、何よりも、この絶対地代の成立を認めない限り、そもそも絶対地代の成立を主張しえなくなる、または、絶対地代をネグリジブルな存在としてしか説けなくなる、という点にある。以下、この点に関し詳論しよう。

本節Bの「土地所有の力に対する量的制限」の末で、土地所有の力に対する第三の意味での量的制限は、最劣等地への第一次投資と既耕作地への追加投資との間の生産性の格差が小である程強く働くと述べた。問題は、この点に関わる。

A. エマニエルは、「差額地代の古典派理論および近代限界学派の双方に共通する二つの仮定」という留保を付してだが、①土地の生産性が完全に連続的である、②土地所有者は貸さなくて地代がゼロであるよりはたとえ地代が極僅かであっても貸して地代を取得する方を望む、と仮定した場合には、絶対地代は「ネグリジブル」なものになり、「実質的には消滅する」と述べている。そして、エマニエル自身は、①'

土地の生産性は実際には連続的ではない、②' 「土地所有者は、非合理的だ。彼は、人間であって、限界学派の人々が全ての経済当事者がそうであると想定しているような錯誤のない電子機械」ではない、という理由から、絶対地代は実際に存在すると結論している(参照, “Unequal Exchange”, Monthly Review, 1972年, pp.220-1)。エマニエルの主張は絶対地代の成立をけって十全に説明しえていない訳ではない。

①” (①①'に關連して) 土地の生産性, より正確には投資の生産性が「完全に連続的」であるという想定は確かに非現実的である。だが, その想定は, 我々の想定(それは同時にエマニエルの想定でもある), すなわち, 「完全に」その等級が同じ土地, 「完全に」それへの第一次投資の個別的生産価格が同じ土地が, 例えば, IVの面積は200アール等, かなりの面積で存在する, それなのに, 投資の生産性の間の格差はかなり大である(例えば, IVへの第一次投資の個別的生産価格は75円, IIへの第二次投資の個別的生産価格は85 5/7円であり, その間には, かなりの格差がある), 等の想定と比較し, より非現実的という訳ではない。実際には, その生産性の格差が極めて小である土地・投資が数多く並んでいるというのが「現実の姿」であろう。

②” (②②'に關連して) エマニエルと異なり土地所有者が合理的に行動しているとしても, 借地期間の問題を考えると, 特定額の地代未満では土地を貸さないということは生じうる。だが, エマニエル自身は関連づけて考えてはいないが, 彼が, 直後(p.222)で問題としている既耕作地への追加投資は, 地代を支払う必要のない投資なのだから, それは, 極僅かの地代でも土地を貸す「錯誤のない電子機械」としての土地所有者の想定以上の意味, 投資に対し抵抗する土地所有者の實質的な不在と同様の意味を持つ。

①”と②”との双方を考え合わせる時, 我々は, 以下のような想定(それ自体が現実的という訳ではないとしても, いわば, 「現実の姿」をモ

デル化した想定), 例えば, (a) 1からnまでの生産性の格差が極めて小の投資, 例えば, 個別的生産価格が, 0.0001円ずつ異なる投資が存在し, (b) その投資の内, 奇数番号は不耕作地への第一次投資であり, 偶数番号は既耕作地への追加投資である, という想定(以下, 想定Xと呼ぶ)の下で, 絶対地代の成立を主張しうるのかという問題に対する回答を迫られることになる。そして, 既耕作地への追加投資によって絶対地代は「上限」を画されるとする諸論者は, この想定Xの下では, 絶対地代は, ネグリジブルなものにとどまるということ, それは, 最も大の場合で1kg当たり0.0001円にしかならないということ, それ故に, 絶対地代は事実上成立しえないということ, を主張せざるをえないことになる。だが, 「優等地の耕作拒否による絶対地代」の存在を認め, 「既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代」の存在を主張する我々の場合には, そうではない。

「優等地の耕作拒否」をも考慮すると, 一般的市场状態の時の最劣等条件が投資 $i$  ( $i$ は奇数)の時, 1からnまでの投資量は同じと仮定しても, 投資1~ $i$ の内の幾つかの投資が制限されているとすれば, 投資 $i$ のみが制限されている場合と異なり, 市場価格は, 投資 $i+1$  (既耕作地への追加投資)の個別的生産価格を超えて上昇しうることになる。例えば, 投資 $i+100000$ の個別的生産価格まで上昇しうるようになる。その場合に成立する絶対地代は「既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代」であるが, それは, ネグリジブルな値ではなく, 1kg当たり10円となる<sup>(21)</sup>。

総括しよう。我々は, これまで, 通説においてはその存在が否定されてきた, 「優等地の耕作拒否による絶対地代」, 「既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代」

(21) 細かな話だが, 念のために述べておこう。「投資量は同じと仮定すれば」, 「投資 $i$ のみが制限されている場合には」, その投資 $i$ の供給制限量は, 投資 $i+1$ からの追加供給量より大であるが, 投資 $i$ を制限している土地所有者は土地所有の力の質的限界にさらされ

(それは、その「画されることのない」「上限」に市場価格がある時に成立する「限界投資を伴う絶対地代」を自己の成立の前提として含んでいる)、の存在を主張してきた。それは、けっして、従来指摘されてきた「最劣等地の耕作拒否による絶対地代」の他にもこんな絶対地代もあると、様々な絶対地代の形態を羅列することに主眼があった訳ではない。理論上の選択は、そもそも絶対地代の成立を、事実上無視しうるような量にとどまるそれではないところの絶対地代の成立を、認めるかどうかという点にある。筆者は、絶対地代の成立を原理論で説くべきと考えているが、その絶対地代の成立を主張することは、上述の想定Xを考えればわかるように、「最劣等地の耕作拒否による絶対地代」のみならず、「優等地の耕作拒否による絶対地代」・「限界投資を伴う絶対地代」・「既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代」の成立を同時に主張する場合にのみ、はじめて可能なことなのである<sup>(22)</sup>。

ているということをも考えると、けっして<充分大>とはいえず、市場価格が投資 $i+1$ の個別的生産価格以上に上昇する可能性は低い。また、それが可能としても、絶対地代額はせいぜい0.0002円未満というネグリジブルな量にとどまる。

(22) この点につき、これまで参照を求めてきた諸論者の場合には、どうなっているのかということを見ておこう。

①大内・日高氏の場合には、「最劣等地の耕作拒否による絶対地代」を認めるのみであり、既耕作地への追加投資によって絶対地代は「上限」を画されるとしている。

②「優等地の耕作拒否による絶対地代」・「限界投資を伴う絶対地代」の成立を認める伊藤氏も、既耕作地への追加投資によって、絶対地代はその上限を画されとしている(参照、『経済学原理』, 94-5頁, 『資本主義経済の理論』, 158頁)。後者(『資本主義経済の理論』での叙述)は、具体的数値例にそった説明であり、その例の場合には、確かに、絶対地代は特定額「未満にかぎられる」ことになる。だが、前者(『経済学原理』での叙述)の場合には、一般的に述べている。そのことからして、伊藤氏は、既耕作地の追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代、は成立しないといっているを見てよいだろう。

③大淵氏の場合(参照、『絶対地代試論』)。「優等地の耕作拒否による絶対地代」・「限界投資を伴う絶対地

代」の存在を指摘している。既耕作地への追加投資に関し、それは必ずしも土地所有による制限から「自由」ではない、「耕作の集約化(「追加投資」一引用者)がなされるときに、契約により地主の許可を必要とし、土地所有から地代の増額を要求されるということがおこれば、優等地の追加投資が絶対地代を誘発することもありうる」(316頁, 313頁, 317頁も参照)と述べているだけで(そのような土地所有者の行動が可能かどうか一つの問題だが)、その既耕作地への追加投資がたとえ土地所有による制限から「自由」であったとしても成立する絶対地代、筆者のいう意味での「既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代」についての明確な指摘はない。だが、大淵論文の全体の方向性からして、聞かれればその成立を認めることと思われる。その意味では、筆者と同じ位置に立っているといえる。だが、大淵論文は、体系的叙述ではなく、そのためか、先の追加投資に対する土地所有者による制限、の叙述にも現れているように、土地所有の力の限界、その質的限界と量的制限を、充分踏まえたものではないが故に、当該論文の限りでは、その立論の基礎はなお弱いといえるだろう。

(23) 「その後過渡的差額地代に吸収されていたもの」という箇所は、全訂『経済原論』(1974年)には無く、今回の「改訂」(1983年)の際に追記されたものである。そして、それは、1983版では、『地代論研究』当時とは異なり、IVの土地所有者は一律に40円を要求し

的差額地代」(筆者の規定では、特殊的差額地代の一形態)が成立するまでの間に「過渡的」にのみ成立するものであるということにもなってしまうからである。また、上述した想定Xに近い例を考えると、その絶対地代の量は微々たるもの、現実の地代および地価の運動を考える時には無視しうる量のものとなってしまうからである。

だが、絶対地代は「土地所有の力」が生み出したものだが、その土地所有の意味をそのように軽く考えてよいのだろうか。筆者は、これまで、事実上無視しうるような量にとどまるそれではないところの絶対地代を説く必要性、または、それを説きうる地代論の構築の必要性を強調してきた。以下、そのことの背後にある意味について述べておこう。

①筆者も述べてきたように、既耕作地への追加投資からの供給増大は、確かに、土地所有の力に対する量的制限を意味する。だが、その「制限」の程度は、その既耕作地への追加投資の余地が<大>である場合に限って絶対地代の上昇に「上限」を画すことになるのであって、その余地が<小>である場合には、絶対地代はそれに「上限」を画されることなく上昇しうる。少なくとも一般理論的には、既耕作地への追加投資は絶対地代の量に上限を画すという見解は成立しない。

ているという想定を採用したこと(参照, 208頁)と平仄を合わせた改訂である。本稿での数値例を用いて説明しよう。IVの地代要求が一律40円だと想定すると、①需要力が、市場価格80円で需要量が9200kg (I・II・IIIからの供給可能量)であるそれより大になった時点から、市場価格80円で需要量が10800kg (I~IVからの供給可能量)のそれになるまでの間は、IVへの耕作の拡大が続き、市場価格は80円のままである、②さらに需要力の増大が続き、IVの200アールの全てが耕作され、供給拡大の余地が無くなると、市場価格は80円以上に上昇する、その場合には、「絶対地代はなくな(り)」、「過渡的差額地代に吸収され(る)」、なぜなら、この価格上昇の故に成立する地代は、最劣等地IVがすべて耕作されている場合に成立する地代であるが故に、IVの土地所有者の耕作拒否によって成立する地代、すなわち、絶対地代ではなく、最劣等条件(IVの第一次投資)にも「自然的制限性」があるが故に成立する地代、すなわち、「過渡的差額地代」であるか

さらに、注意すべきことがある。単に、一般理論的には二つの場合があり必ず「上限」を画すという訳ではない、というだけにはとどまらないという点、この二つの場合の内、前者の既耕作地への追加投資の余地が<大>という場合の方は、現実を考えれば、特殊規定、例外的ケースであり、後者の<小>という場合の方が一般規定、通常の普通のケースであるという点に、注意する必要がある。今までの我々の例では、問題となっている追加投資の投下先IIの面積は、200アールであり、それは、表Dの場合に問題となっている農地全体 (I + II + III + IV = 820アール)の24.4%である。また、IIへの第二次投資からの追加供給量は1400kgであり、全体の供給可能量12200kgの11.5%である。これだけの量の「追加供給」が市場価格が85 5/7円以上になった途端になされるという想定は、特定価格以下での小麦の輸入を禁止する穀物条例が存在し、小麦の価格がその禁止価格を超え輸入が可能になった時には生じうることではあっても(なお、この穀物条例の存在故に生じる地代の増大分は、絶対地代ではなく独占地代である、参照、第一節、(へ))、通常の場合には起こりえない例外的なケースの想定である。現実の姿をモデル化した想定Xを考えればわかるように、例えば、全体で1から*i*までの投資(例えば、 $i = 10^{10} + 1$ とする)が問題となっている場合

らである、そして、需要力が、市場価格80円で需要量が10800kgであるそれから、市場価格85 5/7円で需要量が10800kgのそれになるまでの間は、その市場価格の上昇に対応し「過渡的差額地代」は増大する、③そして、さらに需要力が増大し、市場価格85 5/7円で需要量が10800kg以上のそれになると、IIへの第二次投資がなされ、「過渡的差額地代」は「第二形態の差額地代に吸収され」る、という展開が必然化されることになる。一見、些細な「改訂」とも見えた、『地代論研究』における土地所有者の間の地代要求のバラツキの想定から、『改訂』経済原論』でのIVの土地所有者の一律40円の地代要求の想定への変化が、絶対地代は「過渡的差額地代」が成立するまでの間「過渡的」にのみ成立するものであるという、新たな絶対地代の規定を結果したという点に注意する必要がある。その点においても、『地代論研究』からの後退は残念というしかない。

に、既耕作地への追加投資  $i + 1$  の供給能力自体は、単独では全体の価格動向に大きな影響を与えないほど＜小＞である等、問題となる既耕作地への追加投資の余地は＜小＞である場合が一般的ケースなのである。とすれば、既耕作地への追加投資に「上限」を画されることのない絶対地代が成立する場合の方が一般的であり、既耕作地への追加投資によって「上限」を画される場合、絶対地代が「過渡的」にのみ成立する場合の方が、特殊・例外的ということになるだろう。

②筆者も、絶対地代の実際の量そのものは、差額地代、独占地代に比較すればの話だが、少量であると考えている。だが、そのことは、けっして、絶対地代の意義を消極化する方向において捉えられるべきことではない。単に、絶対地代論の理論的意味に関してそういうだけではなく、現実的意味、現実分析のツールとしての意味においてもそうである。実際の絶対地代の量が少ない要因の一つは、実際には土地の利用の多くが借地ではなく自分の所有地の使用という形態でなされるという点にあるが、そのことは、同時に、地代論の内容の一部は土地価格論という形態の下で問題になるということの意味している。土地の販売とは、以前にも（本節，A，〔3〕の④で）述べたように、実質的には借地期間無限大で土地を貸すのと同じことになり、その場合の土地価格は、地代論的にはその無限大の借地期間中の地代を初めに一括して受け取ったものだということになる。原理的には地代を利子率で「資本還元」することによって土地価格の基本的規定が与えられるのもそのためである。ところで、地価の投機的上昇（最近の日本においても問題となったそれ）の場合には、地価の上昇予想→土地の売り惜しみ→そうでない場合に比べての土地需給の逼迫→それ故の地価の実際の上昇、というメカニズムが働くが、それは、「投機的」上昇が問題になる限りは差額地代的レベルの問題ではなく、絶対地代の成立において問題となる地代上昇のメカニズム、すなわち、地代の上昇を予想しての地代要

求額の引き上げ→それ故の耕作拒否の増大→その結果としての供給制限の増大→市場価格の上昇→絶対地代の実際の上昇、というそれと同質のもの、いわば、借地期間が無限大である場合に成立する「特殊規定」である。バブルかどうかは別として、地価の投機的上昇が経済的に意味ある現象だと考えるならば、その「一般的規定」をなす絶対地代成立機構論も経済学的に意味あるものであることになるだろう。